

令和元年第4回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

令和元年12月10日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第69号議案 幸田町部設置条例の一部改正について
第70号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について
第71号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第72号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
第73号議案 幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第74号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について
第75号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
第76号議案 令和元年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1番 田 境 毅 君 | 2番 石 原 昇 君 | 3番 都 築 幸 夫 君 |
| 4番 鈴 木 久 夫 君 | 5番 伊 澤 伸 一 君 | 6番 黒 木 一 君 |
| 7番 廣 野 房 男 君 | 8番 藤 江 徹 君 | 9番 足 立 初 雄 君 |
| 10番 杉 浦あきら 君 | 11番 都 築 一 三 君 | 12番 水 野千代子 君 |
| 13番 笹 野 康 男 君 | 15番 丸 山千代子 君 | 16番 稲 吉 照 夫 君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | |
|------------------------------|-------------------------------|
| 町 長 成瀬 敦 君 | 副 町 長 大竹 広行 君 |
| 教 育 長 小野 伸之 君 | 企 画 部 長 近藤 学 君 |
| 参事（企業誘致担当） 夏目 隆志 君 | 総 務 部 長 志賀 光浩 君 |
| 参事（税務担当） 山本 智弘 君 | 住 民 こ ど も 部 長 牧野 宏幸 君 |
| 健康福祉部長 藪田 芳秀 君 | 環 境 経 済 部 長 鳥居 栄一 君 |
| 建 設 部 長 羽根 渊 志 君 | 教 育 部 長 吉本 智明 君 |
| 消 防 長 都 築 幹 浩 君 | 企 画 部 次 長 成瀬 千恵子 君
兼企画政策課長 |
| 環境経済部次長
兼水道課長 太田 義裕 君 | 建 設 部 次 長 佐々木 要 君 |
| 消 防 次 長 兼
消 防 署 長 小山 哲夫 君 | 会 計 管 理 者
兼出納室長 石川 正樹 君 |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 山本 富雄 君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（稲吉照夫君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いたします。

また、12月3日に発生をいたしました漏水に伴います水道水の検査結果につきましては異常がございませんでしたので、12月6日、先週の金曜日から通常の使用を再開いたしておりますので、御報告をさせていただきます。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者18名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、11番 都築一三君、12番 水野千代子君の御両名を指名します。

日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、第69号議案から第76号議案までの8件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第69号議案の質疑を行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 部の設置条例の一部改正についてでありますけれども、今回新たに上下水道部を新設をするということでございますが、この部を増設することによるメリット・デメリットについてお聞きをしたいと思います。

組織機構が大きくなってしまおうという、こうした問題もあるわけでございますが、その点についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今回の部の設置条例の関係の御質問でございますけれども、部の設置は、幸田町では平成3年から部制度を設置しておりますけれども、過去平成12年に上下水道部を設置しております。当時は全町下水道化ということで推進していたところでありまして、平成18年にこの上下水道部がなくなりまして、それから13年経過しておりますが、今まさしく下水道のほうは全町下水道化から維持管理のほうへシフトするというふうな段階にきております。また、昨今の災害対応、国土強靱化、そういった面での部分では、上下水道を統合して部を設置していくということが一番望まれているというふうな考えのものです。

そのメリットにつきましては、一元的に上下水道一体の維持管理を進めることで、経営状態を同一部局でノウハウが共有できるとか、また平常時は維持補修の上下水道一元化、災害時の一元対応ができ指揮命令系統も上下水道部長として災害対策本部の一員となり専門的に判断できるというふうなことが期待できるということでもあります。特に平成25年に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱な基本法、いわゆる国土強靱化法ですね。強さとしなやかさを備えた国土経済システムを平時から構築する、事前防災及び減災、事前復興、経済成長、国際競争力の向上といった発想。いわゆる産業のレジリエンスに基づき総合的な対応を継続的に取り組むことができる必要があるというようなことから、そういった観点から上下水道部を設置することで強靱化に対応していきたいということでもあります。また、一方、デメリットとしましては、もちろん部が1つふえるわけでございますので、人件費として部長職を1人増員することになります。また、下水道の関係も企業会計のほうへ移行はするといっても、まだ一部適応のみということでございますので、財務部だけでなく人事部とかいろいろな面で全部を移行するというふうな法定化のほうへいくためには、そういった面ではまだまだ時間がかかるというふうなことでございます。ただし、いずれにしても住民サービスをワンストップ化していくという面でもメリットは大きいというふうな考えをもちまして、今回一部の部が1つふえるわけですが、そういった面ではメリットを強く生かしていきたいというふうな考え方のものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 過去に上下水道部をつくって1年で廃止をしたよということでございまして、そして、また新たに今回上下水道部を設置をしていくという、そういうことで一元化対応することのメリットを言われました。デメリットについては人件費の増や、あとは事務的なことのデメリットという面があるということだったわけでございます。

すけれども、しかしながら、このデメリットの面で言うならば、やはりまだ一元管理を
するといっても全部企業会計に移行してはおりませんので、そういう点から言うと若干
いかがかなという懸念もするわけでございます。今のままでも当然やれてきたからこそ
このように別々でやってきたわけでありましたが、しかしながら、今のままではやれない
のかということでございます。それから、こうした新たに組織機構を大きく変えていく
一つの要素として、これは人の配置というものによってやってきた経過もあるわけでご
ざいますけれども、そういう点ではいかがかということでございますが、それについて
もお聞きしたいと思います。

次に、事務分掌の見直しでございますけれども、企画部が財政を所管をする、このこ
とによる影響についてお聞きしたいというふうに思います。企画というのは、まさに町
政を担う中枢部に位置するわけでありまして、いわゆる首長の政治的要素も大きく影響
をしてくるというふうな状況の中で、一つには、総務部が今まで財政を所管をしてき
たことよっての歯どめといいますか、そういうこともあったというふうに思っており
ます。それがなくなってくるということについて歯どめがきかなくなるのではないかと
いう懸念もあるわけでございますけれども、その辺についていかがかということござ
います。それと、県下の中で企画部が財政関係も握っているという、こういうことの
一元化をしているところというのはどれぐらいあるのかお聞かせいただきたいと思いま
す。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 先ほどちょっと私の答弁が聞き取りにくかったと思いま
す。上下水道部が平成12年に設置されて、廃止されたのが平成18年ということで、7年間
は存在いたしました。当時、全町下水道化ということでこの7年間についてはしっかり
上下水課を配置して取り組んでいたということでもあります。また、今こういった段階で
上下水道部を設置するという背景には、やはり先ほど申し上げたように災害対応が一番
急務であるというところでもあります。特にこの西三河では重要な産業基盤があつたり、
名大の減災センターの福和先生も特にこういった強靱化についてはしっかり認識すべき
だということの中で、今こそ早くこういった上下水道の重要なライフラインの強化また
維持補修、耐震化、こういったものを日ごろから行っていく、そういった準備をしてい
く必要があるということで、そういった緊急対策を集中的に行う部局として上下水道部
が必要であるというふうな考え方のもとになっております。また、考え方としては、そ
ういった面では人についてくるという面がございますけれども、1人上下水道部長を配
置することによって人件費とか、また部長の数がふえるわけですけれども、その分い
わゆる危機管理上は災害対策本部にしっかり上下水道部長も入ることになりますの
で、そういった面でのしっかりした指揮命令が専門的にできるのではないかといい
るような考え方のもとに配置しようというものでございます。

また、企画、配置、事務分掌の見直しの中で、企画部として日ごろは総合計画に基づ
く事業を推進する上で、将来的な財政計画に裏打ちされた町としての総合施策を進める
必要があるという考え方のものであります。今までこういった面では、政策的に取り組
む中で財政的観点がなかったわけではないんですけれども、これをしっかり見据えて施
策を展開していく必要があるというようなところが今回企画部のほうへ財政が入ること

で、もちろんいわゆる税源だけでなく、国とか県の補助金を誘致したりとか、また補助金の確保とか、また企業とか民間活力の導入、またクラウドファンディングとか、また利用可能な公共施設のそういった定期借地によるPPPとかPFIとか、さまざまな事業手法で財源を捻出していくというふうな時代になってきております。そういった面も財政と企画が一体となって施策展開をしていくこと。また、行財政改革部局も企画部にございますので、そういった面で適切に総合施策調整と政策評価、また経営企画していくことで事業展開を図れるのではないかと考えているところであります。そういった面では、企画部がその中に財政を見据えて取り組んでいくという考え方のもとで施策展開していくことが期待できるのではないかとことから、こういった考え方になっております。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 上下水道部の設置については、これからの災害対応、一番そういうのが大きな要因となっているようでございますけれども、そうしたことで強靱化対応できるよということでもあります。そうした点におきまして、1つにはこの部の設置は必要だということはわかりました。

次に、事務分掌の見直しでございますけれども、いろいろと申されますけれども、しかしながら、やはり町政は政策と同時にこれはまた町政が持続的に進められる、このことも大事なことであります。そういう面におきまして、やはり、1つは入りと量をはかって調整をしていく、そういう二局面があるというふうに思いますので、そうした面において1つの部局で全てをやっていくというこの危険性というのはあるのかということでございますけれども、その辺については検証をされたことがあるのかということと県下の中でこうした企画部が財政運営も担っていく、こういう市町村というのはどれぐらいあるのかということをつかんでおられるか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 失礼いたしました。先ほどの最初の質問の中でお答えしなければいけなかったんですけれども、県下でまず町村に企画部があるのが東郷町とか蟹江町、蟹江町は政策推進室とか、また南知多町、武豊町、幸田町の5町が企画部が町レベルでありますけれども、そういった中で財政部分を入れ込んでいるかということ、少し細かく分析してみますとなかなかわかりにくいので、県下54の市を入れた市の中のうち、企画部と呼ばれる例えば総合政策部とか経営企画部も含まれますけれども、そういった部内に財政部局が入っているというのが、54市町村のうち15の市ですね。町村にはないということだと思いますけれども、15の市に入っているというような状況でございます。そういった面では、今後の施策展開としてはそういった政策部分に財政当局が入ることによる方向性と連動はあるのかなと思っています。これが入りと出の管理が1つの部局でやることにいよっていわゆる閉鎖的になってしまうのではないかとというようなところが懸念されるわけですが、これについては企画部そもそもが総合調整をする部ということでもありますので、総合調整する部としての入りと出を認識する中で、もちろん総務部とかいろいろな事業部との関係の総合調整をしながら取り組んでいくという

部局であることからすると、企画部だけでそういった出だけを考えるとかという部分はなく、やはり入りも含めた税財政を含めたいろいろな部分で総合的に施策展開をしていくという面では、企画部がそういった面で受け持つという面は対応できるのではないかとこのように考えている状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 幸田町は人口5万人を想定したまちづくりを進めるということで、積極的な政策提案を行いながら事業を進めているわけでございます。そういう中において、やはりそうした政策面だけが突っ走っていくと、財政がこれからついていかないよという中でどこを切り捨てていくのかというような、そういうこともいろいろ総合調整をしながらやっていくということでございますけれども、しかしながら、やはりこうした全てを企画が進めていくということの危険性というのは、これはきちんと認識してもらわなければならないのではないかなというふうに思いますので、ぜひともそうした機能も発揮できるようなきちんとした対応をしていただきたいと思いますということで終わりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 企画部のほうでこういった財政を受け持つという面ではそういった懸念があるというようなところは御指摘を受けながら、そういったことのないように総合調整をしていくということが大前提のこういった部の事務分掌の見直しということで、今後、しっかり推進していきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第69号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第70号議案の質疑を行います。

11番、都築一三君の質疑を許します。

11番、都築君。

○11番（都築一三君） 職員の増加の必要についてお尋ねします。

現在の町職員だけではできないで増員する最大の理由は何でしょうか。また、町職員でできるような研修会とその成果について、また人件費の予算化のシミュレーションはできているのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 1点目のこういった職員定数の条例の増員ということでありませけれども、一般的に申し上げまして地方分権一括法の成立によって地域の自主性を求められるという改革を総合的に推進するため、国から地方公共団体、市町村へ事務以上とかまた義務づけ、枠づけの緩和などが行われてきているというふうなことから、いわゆる県から市町村への権限移譲が行われることによってかなり事務量がふえております。国土法の関係とかパスポートなんかの関係もそうですけれども、このような新たな業務がふえていることに加えまして、働き方改革に伴う長時間労働の是正とか、人口が増加していつている町としての事業を推進していくに当たり、地域住民の新たなニーズを満たすべく必要とされる人数を考慮して必要と判断するというところでございます。

また、町職員でできるような研修とその成果はということでございます。この研修に

については、研修予算として、毎年、例えば今年度でいきますと予算的には1,080万2,000円をこういった研修予算として持っております。そういった中で職員のスキルアップまたタイムマネジメントとか、そういった研修も能力開発研修として行いながら、1人当たりのそういった生産性を上げていくというふうなこと、クオリティを上げていく、こういった面での研修をこの研修予算の中で取り組んでいるということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） 1人雇用するのに退職金まで計算した場合の経費は、255人から275人の適正配置がプラス20人になった。社会情勢変化に対応するための職員の適正配置に伴い必要があるため20人増加するとありますが、20人分の年間の経費は幾らになりますか。消防については命の問題で住民の理解は得やすいと思いますが、業務委託が増加していることもあり、あわせてこれだけの経費では問題があるのではないかと思いますので、その経費をお尋ねします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 1人当たりの人件費ですね。年間という形で、いろいろ平均年齢で計算すると大体、済みません、給与と給料全部含めての関係でざっぱに計算した状態で申し上げますと、予算ベース、決算ベース等いろいろあるわけですが、単純に我々が計算しますと1人当たり年間で770万円ぐらいかなと。予算ベースで772万4,000円というのが計算されていますけれども、772万4,000円を20で掛けるということで1億5,400万円、概算で申しわけないですけれどもそういった数字になるかと思います。1億5,000万円強が20人をふやした場合ということでありまして、これは定数ですのでそのとおりにふえるというものではございませんが、おおむねフルにその枠内で機能した場合、今現在の平均の年齢38.6歳ですけれども、それで計算しますと1億5,000万円強ということになると思います。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） 住民は賢いことを意識しておられるでしょうか。金がなければ知恵を出せ、知恵がなければ汗を出せ、このたとえどおり職員の増員計画の前に必要になる状況の確認、努力はどのようにしたのか。また、最後に、町民の意見をどこまで聞かれたのかお尋ねします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 幸田町の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づいて、人事行政における公平性とか透明性を高めるため、広報こうた1月号、毎年1月号ですけれどもそことホームページなどで公表して行っているということでもあります。また、年度当初にはさまざまな団体の会合がございます。そういった中で町の行政組織編成表、これは職員の名前が載ったものがございますけれども、そういった行政組織編成表とともに行政組織機構図、これは人数が入ったもので、そういったものを関係機関にもちろん議会を初め区長会、町政モニターなどの会議で提示させていただきながら、条例定数と職員数を併記して各部局の定員管理を行っているということでもあります。働き方改革、時間外の削減とか行政サービス、きめ細かい住民対応やおもてなしの観点から

定数を増員して対応することは住民サービス向上につながると考え、所信表明でございます町の基本は人という観点のもとで、施策方針にも「出会いから始まる いきいき幸せまちづくり」、また予算編成の職員のワークライフバランスの実現を配慮する中で示させていただいているものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築一三君の質疑は終わりました。

次に、7番、廣野房男君の質疑を許します。

7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） それで、今の都築委員と重複する中身もあると思ひますけれども、まず幸田町の人口に対する職員定数は適正人数かということなんですけれども、町としては定数管理を例えば人口1,000人当たり職員数は何人というような公式のようなものがあって算出しているのでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 人口1,000人当たりという形ではないんですけれども、総務省の自治行政局公務員部の給与能力推進室というところから、毎年、類似団体別職員数の状況を4月1日現在で出していますけれども示しております。その中で、人口と産業構造別の人口比の2つの要素をもとに区分、グループごとに人口1万人当たりの職員数を比較するという形で、人口1万人当たりの比較をしたものというのがあります。それがそれぞれ分類をされてまして、本日要求資料の中で出させていたしております区分として出させていたしております幸田町は5-1という分類。全体に町村では5,000人ごとに区分が5区分に分かれておりまして、それで産業区分も3区分に分かれています。いわゆる $5 \times 3 = 15$ ですね。15の区分に町村は分かれていますけれども、その中の5-1という形での区分に当たっているということでもあります。こういったものの類似団体の平均の1万人当たりの職員数という形では参考にしながら行っていますけれども、最近是这样いった1人当たりの職員がおおむね100人というのが以前言われておりました。1人に対して100人の住民という形で1対100というのが基本でありましたけれども、そういった指導も受けておりましたけれども、最近はいろいろな事務を外部委託したり、指定管理者とかまたいろいろう働き方があるものですから、そういった面では100人に1人という形ではなかなかあらわれてこないということで、今1万人当たりという形とは別にきょうお示しさせていただいたものについては、100人当たりという考え方からすれば今現在幸田町としては117人当たり1人という形での幸田町の職員の数となっているということございまして、御質問の1,000人当たりという指標としては我々は認識しておりませんが、あえて1万人当たりの指標としては総務省が示しているものがあるということございまして。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） そういう観点から今後5万人を想定してさらに職員の増員を計画しているのでしょうか、お聞きします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、要求資料のとおり117人という形で、1人職員当たり117人の町民の方を受け持っている形になりますけれども、実はこの中に消防職員も入

っておりまして、類似団体で見ますと実質的には消防は広域で行っているところがほとんどでございます、そういった職員が幸田町ですと60人、今回の改正で70人ということであります。実質幸田町の今改正しようとする390人のうち70人が消防ということになりますと、320人が除かれた数となります。これを職員1人当たりの住民の数としますと131.6人ということになりますので、おおむね類似団体と大体似てくるのかなということでもあります。これが5万人となった場合というふうな想定は今のところしておりませんけれども、これは単純に計算していけば、例えば117で単純に計算しますと、人口の計算をしますと427になりますけれども、そのように単純にふえていくというものではないものですから、実質こういった合理的に事務を推進したり、アウトソーシング等大幅な増員というのは考えていないという状況であります。あくまでも御質問の5万人となった場合についてはまだ未定という形になると思います。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） それでは次に、町長の事務局職員の増員分というのがありますけれども、どの部署に当てるのか決まっているのかということと、その部署は現在仕事に支障をきたしているのか、またそれはどんな内容かということなんですけれども。特に支障がないのなら、ただ人口増を見込んだ事前対策なのかということちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 町長の事務局の職員255人から275人に20人増ということになりますけれども、この町長の事務局の職員というのが要求資料の2ページになります。事務局の中では企画部と総務部と住民こども部、健康福祉部、環境経済部、建設部、そして出納室の職員が町長の事務局の職員ということになりますけれども、この中でどこの部局にこの20人を当て込むかということは今の時点ではございません。必要なところに必要な職員を配置するということでもあります。一般的によく言われているのは保育士とか保健師不足、またそういった技術的な専門職が多く望まれているということは言われておりますけれども、現実的にそういった時間外の増加とかそういった解消、また人材確保のためにもこういった部分で20人増という形で、具体的にどこにという考え方は今のところはないんですけれども、適材適所しながら人員を増強していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） どうもありがとうございます。

それでは、次に私の勝手な意見を述べさせてもらうことになるかもしれませんが、一般企業の多くは生産計画がわかったとき仕事量がふえると想定される場合、単純に作業員の増員はしません。それは利益が出ないということなんですけれども、極端に言えば人員はそのままで増産を補うように日々改善をしているわけです。あらかじめプロジェクトチームをつくったり、そのときに備えるべき対策を講じています。そこでお聞きしますけれども、人員不足の場合、それを補うような事務作業の簡素化の改善だとか、部署間をまたいでの応援体制などの事例はありますか。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 人員不足により行政サービスが低下するということがあってはならない、許されないということでもありますので、OA化とか事務改善委員会要綱に基づく改善をしていく必要がありますが、改善意識と多忙化、特に全庁的に取り組むような応援体制、こういったものを進めていく必要があるかなということで、具体的に今全庁的な応援体制として進めているものに対しては、選挙事務とか各種イベントでの応援とか、そういった面であったり、また実質これは外部委託とか非常勤職員・嘱託職員・再任用などを対応しながら、特に繁忙期の対応職員を29年度から試行的に活用しているということでもあります。実際には行財政改革実行プランというのがございまして、そういった中に職員能力のフル活用と効率化として試行段階ではありますけれども、職員のOB1人を繁忙期対応職員として平成29年度から運用しております。これは庁舎内の部署において、その時々が多忙な部署にその期間のみ従事していくという、いわゆる忙しい部署にその都度配属させるということで、そういった嘱託職員を配置しているということでもあります。グループ制の導入を平成19年度から幸田町は行ってはいますが、そういった横の応援体制というのはできるようにしてありますけれども、なかなか課の中ということで柔軟性がある程度枠がしめられたり、職員数が少ないところでは1つのグループしかないというようなこともありますので、こういったグループ制の活用というのはなかなか限界があるということでもありますので、この繁忙期の対応職員、こういったものを活用するというようなことも1つの施策として展開していこうというふうな考え方でおります。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 先ほども言いましたように、一般企業では仕事の見直し、改善活動が全従業員対象で、小集団グループを編成して、日々、当たり前のように行われてはいますが、以前は製造部門だけでしたけれども、今は間接部門、事務部門も小集団による改善活動が行われ、その活動事例を発表する場も多くあり、いろいろな業者が参加しています。銀行、病院、福祉関連、鉄道会社、最近では葬儀を行うセレモニーホールの活動事例もあります。仕事の内容から見れば役場だってやってもおかしくないと思いますし、実際に小集団活動をやっている自治体もあると聞いています。幸田町役場としても業務改革など取り組んでいることは承知していますが、職員一人一人が自職場の問題・課題にテーマを持って取り組み、その成果を発表する場に出てアピールをしたりすれば、幸田町民も喜んで役場の施策に協力してくれるんじゃないかなというように思いますし、先ほど都築委員の中に住民の声というのがありましたけれども、自然に住民の賛同を得られるのではないかなというふうに考えております。ついでに言わせてもらいますが、町内にはこういった活動に全国大会出場常連の企業もありますので、そのような企業と交流しながら成果を見せてくれたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 幸田町におきましては、行財政事務の改善、いわゆる行政の経済的とか効率的かつ合理的に執行するための住民へのサービス向上を、行政水準の高度化を図るということでそういった事務改善を図ったり、また事務改善提案ということで、

職員みずから事務事業を見直し、点検を行うことにより創意工夫等の提案を奨励し、職員の勤労意欲とかまた高揚を事務改善の一層の推進を図るというふうな形があったり、また事務改善運動として、こういった必要性・効率性・妥当性の観点から点検、見直しを行いながら実施し、合理的かつ効率的な事務事業の推進を図るということで、民間というQC活動というような形の同じような考え方がございますけれども、今、幸田町でもいろいろな面で企業と、やはり企業立地も経営改善とかインストラクターとかそういったいろいろな面で企業との連携をしながら、こういった意識を高めていく。民間と同じように行政のほうも同じような生産性向上という観点を、製造業ではそういった形がありますけれども、こういったサービスの部分でも最近では委員が言われるように取り組まれているという面からすれば、そういったことも意識していかなければいけない状況にあるかと思えます。

なお、最後の御質問にありました企業の連携という中では、今年度初めての取り組みでありますけれども、個別名で申し上げますとデンソー幸田製作所の所長ですね。幸田製作所の所長が人材育成を経験されてきた方ということで、今年度初めてうちで言うGL職員、いわゆるグループリーダー、課長補佐級ですけれども4名の職員に対して4回にわたり、ワーキングしながらいわゆる実践的な研修と、仕事にどう生かしていくかというところを含めた研修をしながら、オン・ザ・ジョブ・トレーニングとってましてけれども、そういった形でゴールイメージを共有しながら一丸となって事務事業を推進していくということが大事だということのもの、いわゆる今までよく言われている事務改善とか事業評価の中でいうPDCAサイクルをしっかりと回すというようなことを、これは自発的に行う、習慣的に行うというようなところを研修しているということでありまして、これは試行的に所長にやっていただきましたけれども、今後もこういった民間の研修を行政にも共通するところがございまして、そういったものを取り入れて考えていきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 今、職員の中でもそういった日々創意工夫だとかの活動をされているということを知りましたので、それをもっと表に出していただくということがあり、例えばどこかの発表会に出ていただくとか、そういうようなことがあるとまたさらにいいPRができるのではないかなというふうに思いますので、私の意見として述べさせていただきます。

次に、消防本部のほうなんですけれども、消防署はある程度余力を持った人員構成が必要だと思いますが、人手不足が原因で火災や事故、救急対応にふぐあいを生じたことはあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今言っていただきましたように、いろいろな改善意識、工夫、こういったものを表に出していくというところは大事なことだと思いますし、実は大府市ではこういったQCサークルを民間で行っているのを副市長が、これは常滑の副市長ですけれども、出て基調講演をされたりというのも情報をいただいております。そういった面では、こういった民間のQC活動発表会的なもの、ベストプラクティスというと

思いますけれどもいわゆる成功事例、こういったものをしっかり紹介しながら意識を高めていくということは大事かと思しますので、御提案ありがとうございます。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 委員お尋ねの消防署におけます人員不足によりますふぐあいですとか、こういった御質問でございます。消防署におきましては、119番通報こういったものが入りますと、その内容等を聴取をしながら、出動車両それから出動人員こういったものが決定をされていくわけでございます。幸田町におきましては、例えば救急で申し上げますと3台の救急車を所有しているわけでございますけれども、これまでのところ人命にかかわる人員不足等によるふぐあい、事故、こういったものについては発生をしていないわけでございますけれども、1台2台という出動の状態でしたら所員の当番の者で対応が可能と。それから、例えば3台目ですとか、火災の出動が同時にかかったりいたしますと人員に不足が生じてくるわけでございます。こういった場合には、まず署内の人間を呼び集めまして出動体制を整えると。続きまして、土曜・日曜にこういった状態ですと日勤の者がおりませんので、常に非番招集をかけております。こういった者を呼びまして人員の補充を行うという状態でございます。ただ、非番招集をかけたとしても、招集をかけた職員が到着するまで、もしくは救急でも車両が出払っていた場合に署まで戻ってくる場合、そういった時間的なふぐあいといいますか、不足が発生するわけでございます。そういったことに備えまして、本町におきましては岡崎・蒲郡・西尾さんとの応援協定というものを締結しております。万が一車両が出払っている、人がどうにも工面できないというような場合がございましたら近隣に応援を要請するというような形で対応しております。これまでのところ幸田町におきましては、事故等の発生というものにはつながっていないということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） そういったふぐあいが今まで起きていないということで安心しましたけれども、今後、消防職員の増員にあわせて消防車や救急車などの設備の増強を、今計画はあると思っておりますけれども、それ以上に増設するというような計画はあるのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 本署におきましては、これまで事故等は発生をしていないわけでございますけれども、この幸田町におきましては「伸びるまち幸田」でございます。人口の増加も著しく、また住宅地等も数多くできてきているというのが現状でございます。もう一つは、消防署におきましても車両の事故と、こういったものがありまして、増設計画ですとかこういったものに若干の狂いは発生してくるわけでございますけれども、人口の伸びそれから住宅地等の増加に伴いまして、計画的に車両もしくは人員の補強を考えているところでございます。車両につきましては、1台増設をしますと1人ふえるというものではございません。救急車で申し上げますと、単純に最低3名は必要になるということでございます。幸田町の人口が今4万を超えまして、現在、救急車両で申し上げますと3台から4台への中間にあるわけでございます。署といたしましては、次

の車両を要求したいところではございますけれども、なかなかそこは若干頭を押さえながら頑張っているということでございます。車両それから人員につきましては、今回は定員を10名ふやさせていただいているわけでございますけれども、一度に10人ふえればこんなにうれしいことはないわけですが、当然数年の間に退職する者もおりまして、増強を図って何年か後には定数に達するであろうという予測をしております。委員がおっしゃるように、定数がすぐに満たされればいいわけですが、車両とあわせながら計画的に増員を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野房男君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時57分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 職員定数の見直しでございますけれども、まず、この見直しをするに至った経過ということで、説明の中では現定数が条例定数に近づいてきたためということであったわけでございますけれども、現在の部別の職員数についてお尋ねをしたいと思います。10月1日現在ですか、直近の定数でお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、町長部局で人的にはかなり数がふえてきているということで、要求資料の2ページのとおりの実数としてなっているということで、いわゆる町長部局についてはもうぎりぎりのところまできているというようなところ辺が増員する背景にあります。実は、年度当初は254人ということで、もう255にあと1人しか余裕がないという状態でスタートいたしました。その時点でかなり危機感を感じておりまして、若干途中退職が4名出てきてしまっておりますので、今5名の余裕幅がありますけれども、実質は年度当初からすれば1人の枠しかないという中で実数がふえてきているという背景をもとに、町長部局についてはこういった人員の定数の枠をふやしていくことが必要だということから、そのように提案させていただいているものであります。

御質問のこの中の人数でございますけれども、実質10月1日現在のある意味この中の町長部局の人数が書いてございませんので、そこを順次申し上げたいと思います。町長部局250人現在いるわけですが、それぞれの部ごとの人数につきましては、一番上の企画部が26人、総務部が41人、3段目の住民こども部が保育士を含めまして93人、健康福祉部は40人、環境経済部が20人、建設部が27人、一番下の出納室が3人の合計しますと250になるはずですが、この250がその内訳となっています。このほかにその下の段にございますように、水道事業で7人、議会で3人、教育部で21人、あと監査で2人、また農業委員会は外枠でありましたので1人、消防が56人というようなことで、合計しますと340人というのが10月1日現在の状況

でございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 町長部局がもう定数いっぱいにはぼなってきているよというような状況の中で定数の見直し、増員の理由ということでございます。9月議会のときに会計年度任用職員、これはフル・パート550人という中で移行をするよということだったわけでございますけれども、こうした職員不足を補う形の中で非常勤・嘱託そしてパート、こういうような雇用の形態の中で補っているわけでございます。ところが、今度定数をふやして、そして正規職員がふえるわけでございますので、そういう関係からすると今度の会計年度任用職員というのは若干減ってくるのかなというふうにも思うわけでもありますが、その辺との兼ね合いはどうなるのかということでございます。そして、また町長部局の中で、今度は新しく部を起すわけでございます。そういう関係から言えば、来年度に当たっては今度は上下水道部ができてくるわけで、これが町長部局から外れてしまうという。そういうことから考えると、その辺の兼ね合いというのはどうなるのかということでございますが、その辺もお伺いしたいと思います。また、ほかの部局の見直しはなかったかということでございます。いわゆる私は教育委員会部局、この辺のところを定数との関係で言えばまだ5人ほど枠はあるわけでございますが、そうした関係からするとこの辺のところの体制強化というのは考えられなかったのかということでございますけれども、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 会計年度任用職員についてはこの定数枠に含まれていないということで、その背景にはフルタイムではなくて、週5日ではなく週4日ということで5分の4の考え方に基づいて、いわゆる短時間会計年度任用職員ということでの定数枠に入れていないものでありますけれども、ほかの市町村ではこれを定数枠に入れるフルタイムの5分の5の会計年度任用職員を展開していくところもあります。OBというか、退職して再任用の職員の人材を活用するという面ではそういった考え方もあるかと思いません。今の段階では、幸田町はそういった面では定数に入れておりませんが、今後の人員管理とかいろいろな人材確保としては会計年度任用職員制度が非常勤嘱託職員から身分が確定してくる形の会計年度という形の公務員地公法適用の非正規となりますので、そういった面ではしっかり活用していきたいという考え方からすれば、基本的に会計年度任用職員がこれによって減っていくという考え方ではなく、あわせて一緒に働きながら合理的に経済的に進めていきたいということがあります。

あと、2点目の上下水道部をどのようにこの中で配置するかというのは、企業会計は別枠になってきますので、そういった面では企業会計はですけれども、まだ全部適用しておりませんので、その部分では町長部局の部分に入ってくるということだと思います。

あと、3点目の他の部局の状況ということでございますけれども、今ここに資料の3ページに出させていただきますように、消防については56ということで60で93.3%、残り4人のみということで今後の消防力の強化ということでふやしていくわけですが、その他水道については7人ということで63.6%になると思います。6割強。また議会は75%、4分の3ということですね。教育委員会が26分の2

1、80.8%、8割の定数に対しての割合でございます。また、監査は定数どおりということでありますし、農業委員会は2分の1で50%ということで、教育委員会が今までの経過からしますと削減して県の人事に任せている部分もございしますが、実質教育委員会の部分としての実務としても今後の多様化、そういった面もありますので、今後、政策等の推進において必要がある都度見直しはしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 町長部局のほうが定数いっぱいという状況が生じてきている状況の中で、まだほかの部局ではまだまだ余裕があると、現定数と余裕があるということで見直さなかったということで理解してよろしいかということでございます。しかしながら、やはり人口5万人を見据えた中での人的配置、体制づくりということから考えると、やはりこれは現数をふやしていくこともさることながら定数をきちんと配分しながらやっていくことも重要かというふうに思うわけでもありますので、とりわけ教育委員会のほうでは、これは定数の見直しと同時に現在の職員数の配置も増員すべきではなかろうかということをお願いするわけでありまして。

次に、増員による影響額の把握でございますが、先ほど1人当たりの人件費が772万円と、1人ふえることによるが、ざっとで20人ふえることによって1億5,400万円ぐらいふえるよというようなことを言われたわけでありまして、これはその都度その都度また年によって変わるかというふうに思いますので、わかりました。

そこで、この増員の理由というのが、現定数が実職員数に近づいてきたための見直しで、さらに体制の強化を図るということで理解をしてよろしいかということでお聞きしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 1点目の余裕が見込まれるから今回見直ししないということではなく、もちろんそういった定数と実数との割合からお示しさせていただいているように、もちろん100%になっているところもございまして。そういった面では、今後の政策等の推進において必要があればふやしていきたいということでもあります。この辺はもちろん減らすことも考えられますが、今、御質問の教育委員会のやっぱり実数をふやしていくべきだということも御意見としていただいております。この辺も今後の状況を踏まえながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

全体的な増員ということですね。今の考え方としては、前回見直しをしたのが平成25年に237から255へということで、町長部局ですけれども18人ふやしているということで、それから6年という形で、平成25年に機構改革でふやした分がありますけれども、そこから18年のときにふやしてありますが今回それを20人ということでふやしているということでありますので、この辺につきましてはその数につきましても状況を見ながら、枠を広げていきながら、実数はやはりしっかり定員管理をしながら進めていきたいということで考えております。

なお、前答弁で772万4,000円の20人がふえた場合ということで1.5億円強というふうにお答えさせていただきましたけれども、これは定数全体を30ふやしてい

ますので、30ふえたという場合ですね。消防も含めてということになればもちろんこれよりも多くなってくるということで、トータルでは単純計算しますと1.5億が2.3億ぐらいになってきます。人件費割合からすれば9%ぐらいになるんですけども、それぐらいの人件費として単純に上がるとすればそういったことになりますので、その辺はしっかり管理していきながら増員、実数としてはですね。定数枠があるからそこにそのまま使っていくのではなく、やはり実態を踏まえながら、合理化を踏まえながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 説明では町長部局20名、これはすぐに充足するんじゃないよと、将来の人口増加を見据えて今措置しておくんだという説明があったかと思います。廣野委員の質問にも関連するわけでございますけれども、一応20人という数字を出されたからには、人口がどれぐらいのときにこれぐらい必要なのだろうというシミュレーションはやられたのか、やられていないのか。そこら辺のお尋ねをしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 人口当たりの職員数という考え方では、もちろん参考にしておりますけれども、実質その想定人口ですね、こういったものを加味してという形ではございません。逆に、出てきた結果をもとに試算してみますと、今4万2,126の人口に対して360人を390人に定数をふやしていくという形になりますと、実質的には4万6,000人ぐらいの人口が想定できるんじゃないかということではありますが、あくまでそれは結果の話でありまして、シミュレーションして390にしたいという考え方ではございません。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 人口がふえれば事務もふえるわけで、職員も必要になってくるのは当然だというふうに思いますが、これはやはりある程度の考え方を持っていただかないと、やれちょっと仕事がふえたで人が足らんということに、事務の改善の努力ですとかそういうものがなおざりにされて、要求すれば人がふえていく、そういう仕組みになりかねないと思いますので、そこら辺はきっちり検討していく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。それから、今回、私は資料の要求をさせていただきましたけれども、この政策的な提案にしては議案関係資料が新旧対照表だけであるということで、非常に何をもとにこれが適正かどうか判断に迷うわけでありまして、普通の条例改正なんかですと準則のとおりだよと言われれば、ああ、そうかとなるわけでございますけれども、こういう個別の事務についてはもう少しわかりやすい資料を出していただきたいというふうに思ったわけでありまして、今後このようなものがございましたらわかりやすく説明していただける、そういうお考えに立っていただけるかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 定数の頭数を確保していくことで事務改善を怠ってしまうとい

うことはまかりあってはいけないということでもありますので、そういった面ではしっかり改善しながら合理化を図りながら、また見直しをする意識を高めながら、適正な人員配置をしていきたいと。また、バランスなども考えていきたいということでもあります。

また、資料につきましても、要求していただいて初めてわかる類似団体の状況とか、そういった面もございましてなかなか準備が至らなかった面がございまして。その辺も本日提示させていただいておりますが、こういったことも本来ならば事前に協議会などの議論も踏まえながら進めていくことが必要かと思っておりますけれども、今回につきましてはこういった面で緊急事態という面もありますし、ある面町長部局の部分については早急に人数をふやしていただくことがある。そのための根拠としましてはどうしても前例を見ながら、前回は18人ふやしているというところ辺を見ながら、あくまでも今回20人という枠を出ささせていただきましたが、これがしっかり20人になるということを想定してのものではございませんので、あくまでも枠を広げることで実際の実数については先ほど言われたような事務改善、合理化もしくは働き方を考えながら進めていくべきだと思います。また、今こういった御指摘をいただいたように、そういった資料もわかりやすく示していくことで、町民の方、市民の方、議会の方への御理解を高めていく材料となりますので、そういった面では惜しまず出していくような姿勢を示していけたらと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ぜひそういうふうに努めていただきたいというふうに思っております。こういうふうに急にぱっとふえますと大盤振る舞いしたくなっちゃうとか、そういうふうになりがちであるわけですが、先ほど研修事業では1,080万の予算と言われたんですけれども、研修という名目で他へ数名の職員が派遣をされておられると思いますが、その人件費を含めれば研修予算は相当な予算になってくるわけですが、それが本当に適切かどうか、定員管理をしていく上では本当に必要な派遣であるのかどうなのか、そこら辺も見きわめてしっかり管理をしていただく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、私、庁舎のキャパの関係で、先日1階のフロアの改修が行われておりますが、これは先ほどの問題にもなりますけれども、人口をどれぐらいまで対応できるように見越して、将来を見越して恐らくフロアを拡大されたと思うんですけれども、今回の増で全て定員が充足されたとした場合、事務室スペースが不足するようなことはないかどうかちょっと心配するわけですが、そこら辺は問題ないよと言っていたきたいというふうに思うわけですが、よろしく願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 職員の研修については1,000万の予算を持ちながら取り組んでおりますが、委員が指摘されるとおり、そういった面での派遣への充当、こういったものもしております。この研修費の中で見ているものは2名が定数枠に入っているものでございます。逆に申し上げますと、外部に自治法とか条例に基づく派遣、例えば経産省とか東京事務所とか市町村振興センターまた後期高齢者の広域連合、この4名については自治法上の派遣ということで定数外ということになっておりまして、逆に言うと

これが戻ってきますと定数を超過してしまうということがありますが、あくまでもそういった部分では定数外での取り組み、もちろんこれは予算を使っておりますので、先ほど言ったような人材育成研修予算としては1,000万円ではない、かなりのそういった人件費はもちろん1,000万を超える部分でありますので、そういった面では基本的な部分でしっかりそういった人材育成をしていき、これが幸田町に戻ってきたときにしっかりそれが還元できるような形でしていきたいし、もちろん向こうに派遣してる中ではかなり活躍してもらっておりまして、いわゆる補助金の確保とかいろいろな面で東京とのつながり、また経産省とのつながり、もしくはいろいろな面で名古屋とのつながり、こういった面も含めて職員の常駐することによる効果はかなり出ておりますので、こういった面でも実務的な面また研修的な面でも効果をしっかり発揮していく。これを見られるような状態の方向を示していく必要があるかと思っております。

次に、庁舎の1階の部署のものでございますけれども、単純に私が計算しますと、町長部局250人のうち単純に1階部分の人数を数えますと、正規職員だけですと65人になるのではないかと思います。この65人が今嘱託非常勤と再任用を含めたもっと多い数で1階部分でフロアが成り立っていると思います。窓口業務も含めて対応していると思います。今、これが将来的に人口増もしくは定数増によってふえていくということになれば、恐らく10人単位ではありますけれどもふえていくということになると、今の状態の1階部分のスペースで十分だよという答えを期待されていると思いますが、実際にはそのとおりに行くかどうかは今後の窓口サービスとか、ワンストップでやっていきながらもスペースが必要になったりとか、いろいろな面でありますので、今後必要な場合には増築も含めた、もしくは中のスペースのレイアウトの改装は今落ちついておりますが今後の課題はあるということをお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。

通告は資料要求のため、質疑を終わります。

次に、1番、田鏡毅君の質疑を許します。

1番、田鏡君。

○1番（田鏡 毅君） 今まで5名の方の質疑・答弁ありましたので、そこについては理解をいたしました。今回、私からは住民への周知内容についてということであります。今回のお話の中では引き上げをするための業務負荷と対応人数、こちらが多分一般の方からするとすごく気になるところで、単純に人をふやすのかということになるかと思いますが、その部分はただいまの答弁で理解をしましたので割愛をします。業務効率では上げることができないところの対応について、こちらを住民へしっかり周知する必要があるんじゃないかということに特化して話をしたいと思っております。

先ほど答弁の中でも消防のお話が出てきました。こういったところでいきますと、緊急出動で例えば1台先ほどありましたがふやすと、人が当然チームとして1台に対しては3人必要だということのお話がありましたが、こういった具体的にわかりやすい状況を住民が理解できるような形での観点でわかりやすい説明をされることが望ましいのかなと考えております。今回は人口が増加を今後も見込まれているということでもあります。

現状を見てみますと、住民目線で現状を正しい理解、こちらをすることで本件に加えて本町の実態、実情をよく知ってもらうということからするとよい機会かと考えております。諸活動を円滑に推進するためには、さまざまな場面で自助や共助を必要としています。これは職員においても業務効率を上げていくと意識するということでは同様かと思っております。こういった住民の自発的な行動を期待するところではありますが、住民アンケートの結果は過半数が現実的な優先順位としては家庭や仕事で手いっぱいのようにあります。職員も同様で、仕事に多分手いっばいで駆けずり回っているという状態もあるかと思っております。そこに加えてこういった諸活動をバランスよく協力いただく切り口としては、これは世間で言われていますが、モチベーション3.0と呼ばれている内発的動機づけ、これを高めることがこういった業務に関するところとか、自発的に動いてもらうところには大変有効な考え方だと思っております。

このモチベーション3.0という言葉ですがちょっと説明させてもらいますと、アメリカの作家であるダニエル・ピンク氏が2009年に書いた本の日本語版である「モチベーション3.0、持続するやる気をいかに引き出すか!」というタイトルにこれは由来しているそうであります。ダニエル・ピンク氏という方は、1955年から1997年までアメリカの副大統領であったアル・ゴア氏の首席スピーチライターを務めたほか、世界的に有名なスピーチフォーラムであるTEDに登壇したことがあるということでありまして、このモチベーション3.0こちらを説明する前に、その前段階であるモチベーション1.0と2.0についても補足説明をさせていただきます。

まず、最初です、モチベーション1.0というところですが、これは人間が持つ最も原始的なやる気のことであります。モチベーション1.0による動機づけは、生理的動機づけという名前と呼ばれていますが、簡単に言いかえますと生きるため、社会や組織を継続するために頑張ろう、こういった動機づけであります。例えば、おなかがすいたから御飯を探しにいこうというものや、子孫を残すために子どもをつくろうというやる気にこれが当たります。

続いてモチベーション2.0、次の段階ですが、これはいわゆるあめとむちによって生まれるやる気であります。外発的動機づけという名前と呼ばれていまして、簡単に言いかえると、外からの刺激によって対象者を頑張らせる動機づけとなります。例えば、高いインセンティブがあるから頑張ろうというものや、社長に命令されたから頑張ろうというやる気がこれに当たります。

本題でありますモチベーション3.0であります。変化の激しいこれからの時代を生き抜くため、柔軟で強い組織をつくり上げるために必要なモチベーションであります。これを内発的動機づけと呼んでいます。簡単に言いかえると、自分の内側から湧き出るような動機づけであります。例えば、楽しいから頑張る、世界の平和を守るために頑張る、実力をつけたいから頑張るといったモチベーションがこれに当たります。私の経験からしますと、例えばボランティアへ積極的にかかわるような方、こういう方はモチベーション3.0に到達しておられて、初めてこういったボランティア活動に参加をされる方にこういったところを気づいてもらうことを幾度となく期待していた部分であります。

本町の夢のあるまち・幸せのまちを住民一人一人が作り上げようとする気持ちを引き出すため、こういった仕掛けが必要ではないかと考えております。今回の件をもとに住民へわかりやすく周知することで、こういった一つ一つの本町の問題だとか課題の理解を深めていただいて、職員の方も含め多くの声を集めるきっかけとするためにも、こういった部分についても検討を進めていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） ありがとうございます。内発的な動機づけが大事だと。そのためには情報提供がまず大事で、情報発信をしっかりとしないといけないと御理解もいただけないし、また発信することで住民の方にも参加意識、当事者意識が他人事から自分事へとことになってくる。それがいわゆるモチベーションのアップにつながっていくというようなことだと思います。そういった面では、これは住民の方もそうですけど職員もまさしくそのとおりでありまして、組織の中でもそういった情報共有をしながらしっかり取り組んでいくようなことが必要かなと思っています。私どもも企画部が中心となっていていろいろな事業にワークショップという手法を取り組んでおります。そのワークショップの大半はやっぱり情報共有ということですね。問題を共通認識するというようなことが、ほとんど労力がそれに当たってますけれども、そういった面でワークショップをしながら、当事者意識を持ちながら改善意識が高まっていくのではないかということから、委員が提案されたような内容を含めて今後の展開にしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 1 番、田鏡毅君の質疑は終わりました。

以上で、第 7 0 号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第 7 1 号議案の質疑を行います。

1 5 番、丸山千代子君の質疑を許します。

1 5 番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 放課後児童支援員の資格要件の追加ということで、今回政令指定都市の町が行う研修の修了ということも追加をされるわけでございます。前は県知事が行う研修の修了者が児童クラブの支援員としての資格要件ということで改正が行われたわけでございますけれども、今回はいわゆる愛知県の中で言えば名古屋市ということになるわけでございます。この研修内容はどのぐらいの内容かということと、それから今回例えば名古屋市で受けた研修の資格要件が幸田町に引っ越してきて新たに支援員となられる方の資格要件としてそれが通用できるのかということ伺いたしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） まず、最初の質問で、この研修内容ということです。この条例第 1 0 条第 3 条第 3 項、こちらのほうで放課後児童支援員が修了しなければならぬと規定にありますこの研修につきましても、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を習得してもらうために厚生労働省が定める実施要綱に基づきまして実施をされる認定資格研修であります。その内容といたしましては、放課後健全育成事業の目的及び制度内容を初め、全 1 6 科目の講義と演習を 1 科目 9 0

分、全24時間で履修をするというものであります。本年度、愛知県におきましては6会場で実施をされ、その中の岡崎会場では9月、10月、それから1月から2月の2回、それぞれ4日間の日程で西三河総合庁舎におきまして実施をされるということでありませう。

2番目の名古屋市のこの認定資格研修を受けられた方が幸田町に転入してきたといった場合でありますけれども、名古屋市で今後実施をされます研修を受けられた方が幸田町へ来て、幸田町で児童クラブの支援員をやりたいといった場合には、既に資格を持っているということでもありますので支援員として採用ができるというふうになるということでもあります。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） わかりました。何分にも児童クラブの支援員の不足ということでこうした専門知識、本来であれば資格というのが保育職とかあるいは教員とか、そうした方たちの資格というものが求められていたわけですが、支援員不足ということで今規制緩和の中でこうした資格要件というのが設定されたわけですが、いずれにいたしましても、やはり児童クラブの支援員に求められる資格というのは避けて通れないものでありますので、そうしたものがきちんとふさわしい要件にしていきたいということと同時に、やはりその辺のチェックもしながら、子どもたちに接する仕事でございますので資格だけで推しはかれない部分もありますけれども、しかしながら、こうした研修の修了ということで追加をしていくというのは必要なものであるのかなというふうにわかるわけでありませう。ぜひともこうした中で支援員の確保ということも目指していただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） どうもありがとうございます。愛知県知事が行う研修に加えて名古屋市の行う研修というの、児童クラブの支援員としての資格者となるということでありませう。ですので、今後も児童クラブのよりよい運営のためにこうした支援員の確保に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第71号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第72号議案の質疑を行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 災害弔慰金の支給等でございますけれども、幸田町において、災害援護資金の貸付というのは実態があるのか。これについて伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 私のほうからは72号議案といたしまして、災害弔慰金の支給等に関する条例ということで上程させていただいております。その条例の中には災害弔慰金、災害障害見舞金、そして災害援護資金、こういったような内容が含まれておりまして、災害援護資金というものにつきましては、罹災した世帯に対しまして生活

の再建に必要な資金を低金利で借りることができるような資金、こういったものを貸し出しさせていただくというような制度でございます。本町におきましては、現在、この貸付による実績というものは無いということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第72号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第73号議案の質疑を行います。

8番、藤江徹君の質疑を許します。

8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 73号議案につきまして、先日の説明におきまして、給水人口の10年後を推計した人口、これをもとにして1日最大給水量を決められたというふうにお聞きしております。これは条例で定めるという理由は、水道事業の過剰投資を防止するためであるだろうというふうに推定はしておりますが、今回の改正の必要性を確認する意味で、1日最大給水量の最近の実績を教えてくださいたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 1日の最大給水量の過去の3年間の各年のそれぞれの最大値のほうを説明させていただきます。

平成28年度が1万4,948立方メートル、平成29年度が1万4,990立方メートル、平成30年度が1万4,868立方メートルとなっております。過去の最大の給水量といたしましては、この平成29年度の1万4,990立方メートル、これは現認可の1日最大給水量が1万6,800立方メートルでありますので、1,810立方メートルほどの差、余力があるという状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） まだ若干ですが余裕はあるよというふうな実態だということがわかりました。この1日最大給水量の増加、これを行うということに当たりまして、設備投資が必要であるのかどうか。もし投資があるのである場合は、その内容と投資額を教えてくださいたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 1日最大給水量の増加に伴う設備投資につきましては、現状の施設で今のところは十分な配水能力を有しておりますため、今回の改正による設備投資は必要ないということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 今まだ十分に能力があるということですが、1日最大給水量とこういった数字から見ると現在の能力はどれぐらいあるのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 現在の能力ということでございますが、これにつきましては配水タンク容量がまずございますが、永野の配水場、深溝配水場、深溝の高区配水場、坂崎低区配水場、坂崎高区配水場、大草配水場、長嶺配水場、こういったものがございまして、このタンク容量につきましては1万9,360立方メートルということでございます。既存の認可との比較をいたしましても、今回の改正をするに当たって、改正し

てもいけるという判断でございます。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） まだ能力は若干あるよと。若干というよりもかなりまだありそうだということが理解できました。

一応最後の質問なんですけれども、1日最大給水量は一般家庭だけじゃなく企業とか、それから飲食店等、大量に水を使用するそういった業界までを含んで多岐にわたって給水するという内容だと思いますので、単純に人口割という形では算出するものではないということは理解しておりますが、給水人口で1日最大給水量を割った数字、1人当たりの1日最大給水量という見方からすると、改正前は0.39623立米に対して改正後は0.37849立米と減少しているという数字になっています。この理由を含めまして算出方法について説明いただければと思います。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 御質問といたしましては、現在、1人当たりの1日最大給水量で計算いたしますと、1日最大給水量が異なるのではないかとということかと思いますが、1日最大給水量の算出方法につきましては、これは水道事業経営指標にあります計算式のほうをもとに、1日の平均給水量を水道事業の施設効率を示すところの指標の負荷率というもので割って計算しております。なお、1日平均給水量と負荷率は過去10年間の実績値の推移を考慮、予測し算出のほうをしております。また、近年の技術発展によりまして、給水機器の節水機能が向上していることと飲用であります水がペットボトル飲料水やウォーターサーバーに変わってきていることで、水道の使用料のほうを抑えられておりまして、1日当たりの使用水量は減少傾向にありますので、給水人口が増加しても比例して1日最大給水量が増加するということではないということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 今の算出で大体大まかにわかりました。水は電気とあわせて生活に対するインフラとして非常に大切なものということから、災害等々含めて、今後、安定的に供給できるような御尽力をお願いしまして質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 今後におきましても適切な将来計画等を見据えまして、適切な数値そういったものを把握するように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江君の質疑は終わりました。

次に、1番、田鏡毅君の質疑を許します。

1番、田鏡君。

○1番（田鏡 毅君） 先ほど藤江委員の答弁のところもありましたので、私の質問につきましてはその部分は全て省いて割愛をさせていただきたいと思っておりますが、1点だけお願いをしたいことがありまして発言をさせていただきます。

住民目線で、やはりこういった水道事業の内容もわかりやすく理由を説明しておく

いうことは大変重要なことかと考えております。こういった内容が今水道がどうなっているのかということ現状を正しく理解いただくことで、本町の水道事業の実態・実情を知っていただく機会ですので、こういったところを観点に、委員会でもお話がありました排水管などの設備の老朽化対策が課題に上がっているというふうに理解をしております。老朽化が進行しますと、漏水について今まで以上に発生率が上がるのではないかと懸念をしております。負荷率が例えば100%を超えるようなことが現実的に考えられるのかですとか、漏水件数が増加した場合には積もり積もって試算を超えるようなこと、こういったことがどのレベルまでいくのか、起こり得るのかということでもあります。住民にお願いをするようなことからしますと、パトロールとかはするのですが、やはり漏水通報の重要性、こちらはすごく重要性が高くなると考えておりますので、今まで以上に例えばアンテナを高めていただく、こうした周知を行うですとか、そういった部分への協力要請をする、こういったことも必要ではないかと考えます。こういった住民へのわかりやすい周知をするということで、一つ一つの問題や課題の理解を深めていただいて、こちらも多くを声をしっかりと水道事業の発展に対してしていただきたいというふうに期待をしております。考え方がもしありましたらよろしくお願ひしたいです。以上です。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 今回の条例改正につきましては、給水人口及び1日最大給水量の変更ということでございますが、将来を見据えた計画的な事業展開のほうを今後とも図っていきたいというふうに考えております。また、事業収入的には皆さん方に多くの水を使っただけであればそれだけ歳入もふえまして、老朽化対策など積極的な事業展開もどんどん実施できるということでございますが、今の世の中、節水も生活上の一つの重要課題ともなっております。そういった意味ではジレンマを感じているところでもございます。今後とも機会があるごとに、水道事業の課題や仕組みなどをわかりやすく住民の皆さんに説明していくことにも努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田鏡毅君の質疑は終わりました。

以上で、第73号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時57分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第74号議案の質疑を行います。

11番、都築一三君の質疑を許します。

11番、都築君。

○11番（都築一三君） 過去のトラブル実績についてお尋ねいたします。

今回の条例改正は、民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴うものとのことですが、内容を見ますと、未納家賃に対する敷金充当の取り扱いや修繕費用の負担義務範囲、不正入居者に対

する損害賠償請求等にかかわる利息の見直し、連帯保証人にかかわる事柄と多岐にわたっています。住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給し、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するという町営住宅の目標を考えますと、この上には持続的な制度運営と福祉の観点を両立させるという難しいテーマも含んでいると考えます。そこで質問ですが、過去に未納家賃の敷金充当や不正の行為による入居等のトラブルはあったでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 今回の一部改正に係る未納家賃に対する敷金充当、修繕費用の負担義務範囲等に関する過去のトラブルはございません。その他、家賃滞納に関する状況については、平成30年度の決算時点において182万3,571円、滞納者11名となっております。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） 提示された町営住宅、また明渡請求事件が今回の条例改正の内容を検討する上で参考になる事案であると思われます。少し時間の経過もありますので、事案の概要と経過等を説明してください。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 過去に家賃滞納、保証人による支払い、迷惑行為、契約解除、強制退去という経過をたどった案件として、町議会に平成25年9月27日第52号議案で提出しております明渡請求の訴えが1件あります。内容については、家賃滞納があり、家賃納付の指導に従わず契約解除となるとともに、迷惑行為を繰り返し、条例に基づく明渡請求の指導にも従わないため明渡請求訴訟に至ったものです。結末であります。裁判は第二審までいき、平成26年8月22日判決の言い渡しとなっております。判決内容については一審、二審とも町側の主張どおりとなっております。

もう少し詳細に事業概要を説明いたします。

平成24年4月より、相手方本人には家賃を支払う意思が見受けられず、家賃滞納となるばかりでなく相手方の迷惑行為の実態が述べられた陳情書が町営神山住宅の自治会長から平成25年6月6日付で、幸田町長、幸田町議会、都市計画課宛てに提出され、同日、岡崎警察署長に対し同内容の嘆願書も提出されました。平成25年7月25日に家賃納付の催告を行いました。支払期限内に支払いをしなかったため、町営住宅賃貸借契約は平成25年8月2日付で契約解除となりました。この契約解除になったことにより町は相手方に対し、平成25年9月4日に文書にて町営住宅の明け渡しを請求しましたが、相手方は一向に明け渡しをせず不法占拠状態となりました。相手方の暴力、威圧、嫌がらせなどの迷惑行為により、他の入居者の平穏な日常生活が脅かされ退去者が出るなどの反社会的行為も確認されたため、相手方に対し町営神山住宅の明け渡しを求め、平成25年10月7日名古屋地方裁判所に訴状を提出、平成26年8月22日判決言い渡し、3回の強制執行により平成27年3月2日強制執行完了となりました。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） この件は私も記憶しておりますが、高力の神山住宅だったと思いません。最後に、本件でも家賃滞納が発生しています。この滞納分はどうなりましたか。連

帯保証人さんも含めていろいろと苦勞されたということで、今お尋ねいたしました。また、契約解除後の不法占拠期間もあり、いわゆる損害金もあったかと記憶しておりますが、その後の状況はいかがでしたでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 相手方本人には家賃を支払う意思が見受けられなかったため、平成24年4月より11カ月分の滞納家賃合計26万5,100円を平成25年3月28日に連帯保証人である親御さんへの催促指導により支払われることとなりました。また、その後も滞納は続き、家賃滞納が4カ月になった平成25年7月25日に催告を行い、平成25年9月13日にやはり親御さん、連帯保証人により2回目となります滞納家賃12万1,277円が支払われています。本件につきましては、連帯保証人として親御さんと友人お二人がお見えでしたが、平成23年よりトラブルが続き、本人の逮捕という事案を経まして平成25年契約解除という経過の中で、滞納家賃を連帯保証人の親御さんが支払い、連帯保証人であった御友人については連帯保証人解除の相談を役場へ提起されましたけれども、手続未了となっております。また、不法占用期間の損害賠償金189万7,139円が判決により確定しています。本件の請求については、都市計画課にて現在も対応中でありまして、配達証明による請求書発送、連帯保証人への請求、相手方代理人弁護士との分割納付協議と進めていますが、実際の納付には至っておりません。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ありがとうございます。町営住宅には経済的問題を抱えた方が多く入居されます。大きなトラブルになる前に未然に対応することも必要かと思われしますが、いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） トラブルの対策として、不正入居の対策ですが、年に一度の収入報告により入居世帯の世帯について把握しております。また、各住宅団地に住宅管理人、自治会長さんを選任、委託し、住宅管理人からの問い合わせや通報などにより情報があれば調査を行い、不正入居を防ぐよう対応しています。また、滞納事案に対しては、滞納者の個々の事情を聞き取り、その事情を加味した上で納付を促しています。一括納付できない場合は分納計画を立てるなど、計画的な納付を促しています。共同住宅であるがゆえに入居者間のトラブル、苦情はたびたびありますが、住宅管理人である自治会長の協力もあり、また担当職員による迅速かつ適切な対応に心がけており、以前の明渡請求事件のような大きなトラブルに発展しないよう心がけています。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築一三君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今度の改正の中で、住宅入居の手続の関係第12条の第1項でございしますが、この中で連帯保証人の連署するというのが連帯保証人の署名するというふうに改正をされているわけですが、この機会に連帯保証人制度についての見直しをされなかったのかということで、廃止の考えについて伺いたいと思いま

す。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 連帯保証人については、平成30年3月30日付で国土交通省住宅局より、公営住宅への入居に際しての取り扱いについて保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、住宅困窮者への公営住宅への入居に支障が生じることのないように、地域の実情等を総合的に勘案して適切な対応をする必要があるとの通知がありました。これを受け、本町における入居手続、家賃滞納者対応の現状を踏まえ検討した結果、連帯保証人2名を1名に見直しました。連帯保証人の廃止については検討しましたが、本町における現状の入居状況、家賃の滞納状況から、保証人の廃止を行うと家賃滞納者が払えない場合に未納のままになってしまうことが懸念されます。近隣市町の状況を踏まえ、現在2名の連帯保証人を1名にし、また1名は親族という制限については廃止することで入居に支障が生じることがないように対応していきたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 昨年の3月に国土交通省が保証人不要ということで、公営住宅標準条例案の中に保証人は不要とするということで公営住宅に入居しやすい条件づくりをしたわけでございます。昨今、この保証人を見つけられない高齢者の方たちやあるいはシングルマザーとか、いろいろな状況の人たちがいるわけございまして、そうした方たちの入居時に保証人を不要にすることによって住宅困窮者の方が入りやすくすると、こういうように国のほうも制度改正をしているわけでございます。そういうことから考えますと、滞納があるから取りっぱぐれがないように保証人は1人だけにしたよということでは、これはわざわざ国が公営住宅標準条例案で保証人不要とした、こういうことが周知されないというふうになるわけでございます。やはり、こうした国そのものが連帯保証人制度については不要だよということを示したならば、やはりこれは保証人制度不要にすべきではなかったかと思うわけでありまして、再度その考えについて伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 委員が御指摘のとおり、国からの通知の骨子のほうは保証人の確保を前提とすることから転換するため、公営住宅管理標準条例案を改正して保証人に関する規定を削除するなどとともに、都道府県等に対し住宅困窮者の入居に支障が生じないよう適切な対応を要請するというものであります。今後、地域特性も考慮したさまざまな選択肢が検討され、各自治体において保証人を求めても入居手続は十分可能と判断するところ、保証人ではなく福祉部門と連携し家賃滞納に対応する方策を検討する自治体、生活困窮者や高齢単身世帯などを対象に保証人免除の特例措置に重点を置く場合、保証人にかわる家賃債務保証業者登録制度を充実させる場合、そして保証人制度を廃止する場合などが考えられます。現在でも、例えば名古屋市については、60歳以上で構成された世帯員や生活保護世帯については保証人を免除しておりますし、また名古屋市さんは原則今後廃止する方向と伺っております。同じように岡崎市も現在の1名の保証人を廃止の方向、西尾市、知立市、みよし市は本町と同様に2名の保証人を1名で

よいとする方向であります。国土交通省も保証人制度を廃止する場合は、緊急連絡先の確保、身寄りのない高齢者死亡時の家財等処分に関連する対応、適正な債権管理、その他入居室の生活全般の支援につきまして福祉的視点等の連携も含めて考える必要があり、持続可能な制度構築が必要としております。もちろん保証人制度を維持する場合も民法改正により規定された極度額への対応や、具体的にはこれは極度額到達後の新たな保証人の確保であります。住宅確保配慮者への配慮として保証人免除の特例措置や家賃債務保証業者活用の検討等が必要ということで例示をしております。本町におきましても今後の状況等を勘案し、状況に応じた対応を考えていく必要がある、このような認識はしております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今回は連帯保証人を1人にするということで改正をするわけでございますけれども、先ほど申されたように、やはり住宅困窮者の状況を判断しながら、福祉的な要素あるいはまたきめ細かな対応で分割に納めてもらう工夫をしていくとか、無理のない程度で滞納が生じないようにするとか、やはりそういうことも対応しながらやっていけば滞納につながらない。また、本当に支払われない場合は、やはり福祉的な対応というものが求められるわけでありますので、その辺のところを十分近隣市の対応も見きわめながらやっていく必要があるというふうに思うわけであります。以前、独身の方たちは入居ができないと、単身の方は入居ができないということで、これも改正をしながら単身者の場合も入居ができる、こういうように少しずつ制度もよくなってきているわけでありますので、今の状況を十分判断しながら、ぜひこの入居時の保証人不要ということで対応をしていただきたいというふうに思うわけであります。

以上で終わります。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 本件、保証人制度をめぐる議論と保証人制度の本町における評価・検討に留意し、適正な町営住宅の運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第74号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第75号議案の質疑を行います。

9番、足立初雄君の質疑を許します。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） まず、別冊の補正予算関係の4ページの第2表であります。債務負担行為の中で幸田町シニア・シルバー世代サポートセンター施設整備に要する経費として5,190万円としてありますけれども、この内訳についてお伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回、私どもの部局が債務負担行為をお願いをさせていただいております幸田町シニア・シルバー世代サポートセンター施設整備に要する経費ということで5,190万を限度額として計上させていただいております。この内訳ということでございますが、まず4,800万円といたしまして、これが工事請負費ということでございます。これは建物の改修等にかかわる費用として計上させていただきまし

て、そして、その工事にかかわります施工管理委託業務といたしまして390万円を計上いたしておりますので、合わせて5,190万円というものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） この12月議会ということでありますので、あと実施期間としては3カ月ということになります。来年度予算で間に合わないということで今回上げられたと思いますが、この施設整備を急ぐ理由についてお伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回この事業に関しまして債務負担行為をお願いする中で、今年度から次年度にかけてこの工事を行わせていただくというものでございまして、シニア・シルバー世代サポート推進協議会というものを既に今年度は組織をしております、この事業におきましては55歳以上のシニア・シルバー世代であります高齢者が本人の意欲に応じて、就労、起業、社会活動など新たな社会の担い手といたしまして、健康でアクティブな生活を送ることによりまして、その方々の健康の維持ですとか介護予防につなげる、そして高齢者福祉施策の一助となることを目的にこれは考えているところでございまして、この事業を早期に推進をして、このセンターというものを次年度の5月ぐらいには事業開始をさせていただきまして、建物の取得からはすぐですけれども、この事業を開設してセンターの職員の事務所として活用していきたいという考えによりまして、今回、債務負担行為として計上させていただいているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） この事業につきましては、13ページに20款民生費、10項社会福祉費の中で同じ幸田町シニア・シルバー世代サポートセンター施設整備費これで1,920万円の計上がありますけれども、この金額と債務負担との関係について説明をお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回、債務負担の枠として計上させていただくもののほかに今年度の補正予算といたしまして、工事請負費といたしまして1,920万円を別途計上させていただいているところでございます。こちらの予算につきましては、先ほど御説明をさせていただきました本件の工事にかかわります本体工事の費用、こちらが4,800万円というふうに予算上計上させていただいておりますので、これにつきまして工事の着手金といたしまして規程によりまして40%以内と、前払金の場合は契約金額の40%以内ということになりますので、4,800万円の40%ということで予算額といたしましては1,920万円ということで、これにつきましては1月に契約をさせていただければ、2月、3月で工事を実施していただくための費用としてこれを計上させていただいているものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 前払金としての金額で今年度中に支払う予定ということで理解できました。

このシニア・シルバー世代サポートセンターという名称でありますけれども、これは決定なんでしょうか。どういう今の位置づけになっているのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 現在、この事業の説明の中には仮称もなくシニア・シルバー世代サポートセンターというこういった名前で御説明をさせていただいている経緯がございます。これにつきましては、この名称を予定したいという思いも確かにあるわけではあります。ただ、最終的には設置及び管理条例、この中で正式にこちらから御説明をさせていただいて御承認をいただければこの名称でいきたいという、そういう考えによるものでございますので、今のところは予定であるというものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 一応仮の名前ということだと思いますが、この施設の今おっしゃったように設置管理条例を設置するという中で、どのような管理方法を考えておられるのかということも、来年の5月という一応の構想はあるというふうに思いますが、その辺の説明もお願いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） この設備の完成を4月までに、そして5月からは実施のほうを考えているところでございまして、もちろんこの設置管理条例によりまして町の施設として位置づけるものではございますが、そこの管理運営といたしましては幸田町シニア・シルバー世代サポートセンター、こういったものの事務所をそこに構えるということございまして、そこには4人ほどの職員、これは正規職員とそしてコーディネーター、こういったものを配置したいというふうに思っております。そして、職員の人件費等でございますが、これにつきましては国の生涯現役促進地域連携事業、こういったものの補助金の申請をしておりますので、そちらの補助金がおりました場合はそちらの補助金によってこれは賄っていきたいというふうに思っております。そして、この事業におきましては、国とそして幸田町シニア・シルバーサポート推進協議会、こちらが委託契約を結ぶというようなものになってくるものでございます。そして、先ほど4人ということで御説明をさせていただきましたけれども、職名といたしましては、予定しておりますのが事業統括員ということでセンター長が1名、そして事業推進員として実際に事業とか営業などを行っていきます事業推進員を2人、そして事業支援員といたしまして事務員が1名、そしてコーディネーターを予定しているということでございまして、雇用契約は推進協議会と結ぶという形になっていくということでございますので、ここに対して正規の職員を配置をしていくというものではないというふうに考えております。そして、今現在その体制を整えるために人員を今考えているところでございます。今後はこれらの職員に起業・就業に関しますセミナーの開催ですとか、推進協議会の運営ですとか、ニーズ調査等の活動を行っていただきまして、このような事業について取り組んでいきたいというふうに考えているところではございます。そして、説明・管理につきましてはこのサポートセンター職員が行いまして、今後予定いたします事業所の施設利用につきましても施設運営管理について十分協議・調整を図っていきまして、詳細などを取り決めていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） この工事費は、たしか農協の事務棟。事務棟は1階と2階があるわ

けですが、サポートセンターというのはこの1階だというふうに聞いているわけでありませんが、2階の工事費というのは含まれているのでしょうか。その辺の内容についてお伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 私どものシニア・シルバー世代サポートセンター、これは取得いたしました建物の1階部分の一部で運営するというそういった想定ではございますが、取得した建物全体のこれは改装費用として計上させていただいているものでございまして、2階その他の部分につきましてはまた想定される事業者をこの形でこれは使っていていただくようなことを想定をするということでございますので、2階部分も含めました改装工事の費用を含んでいるということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 先ほど説明がありました国の補助でということ、生涯現役促進地域連携事業という事業があると。これの採択を受けたいということなんでしょうが、これは県下でもやっているところがあるという情報をいただいておりますが、この実施期間が3年というようなことを聞いているわけでありまして。この施設整備のほうは補助金はないと思うのですが、となると人件費とか運営費とかそっちなほうかなということをおもうわけでありましてけれども、3年の事業実施期間が終わった後はどういうふうになるのか。単独町費で全部賄っていき事業として継続していくなのか、その辺の将来的なことがわかっておりましたら説明をお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） この事業に関しましては、厚生労働省におきます生涯現役促進地域連携事業、こちらは採択をいただけた場合は3年間この事業期間があるということでございますので、その間は補助金で運用をしていくことを想定しております。その先につきましては、この事業によってさまざまな世代の方々に対します事業などを進めていくというようなこともございますし、それから、そのほかにも自主財源を得られるような事業設計なども行っていきながら、将来的には町から費用を必ずしも出さなくても自主運営ができるような組織として運用ができることをこちらとしては想定をしているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 大体わかりました。

それでは、次に同じく13ページの民生費、15項の児童福祉にあります地域型保育給付費負担金の返還金ということで498万円の計上があります。これは当初を見ますと2,450万7,000円の計上であったわけでありまして、この事業費の約2割ぐらいの返還ということで随分多額かなということをおもうわけでありまして、これについて実情の説明をお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） まず、地域型保育給付費であります、平成30年度におきましては、3歳未満児を預かっております定員19名の事業所内保育事業所リトルラビット保育園の運営に係る費用を本町は扶助費から支出しております。その負担割合

でありますけれども、国が2分の1、県が4分の1、町も4分の1であります。平成30年度国・県の負担金が確定したことにより返還をするものであります。返還となった理由といたしましては、給付費の算定基準となりますフルタイムで働く保護者を想定した保育標準時間認定児童、この割合が当初の見込みよりも少なかったこと。それから、交付対象から差し引かれます利用者負担額、こちらのほうが多くなったこと。これらによって負担額が抑えられましたので、返還というふうになりました。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） そういう利用者の関係ということでわかりました。しかし、30年度の事業の精算ということがこの12月議会というか、返還は来年度になっちゃうようなそういうことになるわけではありますが、かなり悠長な感じを受けるわけであります。これについては、国費や県費の受け入れとか変更決定もあったと思うんですが、そういった事務の進め方ですね。いつ何をやったかとか、それから返還はこれでいつになるのかというようなことについて説明をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 国費、県費の受け入れの時期でありますけれども、まず国費につきましては平成30年11月14日、それから平成31年3月25日。それから県費につきましては、平成30年11月30日と平成31年3月29日のそれぞれ2回に分けて交付を受けております。その一方、リトルラビット保育園に対しましては、各月分をその月の月末をめぐり、それから1年間の精算分といたしまして、令和元年、ことしの5月10日にお支払いをしております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 返還の日はいつになるかということとはわかってみえないということだと思いますが、今伺いますと町が支払うのは30年の4月とか5月から始まっていると。国がお金をくれたのが11月になっちゃうという、非常に国に対して何やってんと言いたいようなことなだけで、そういうことをたまには意見として国のほうへ言ってもらいたいなというふうに思います。これは私の意見ですので答弁は要りません。

次に、11ページに戻りますが、15款の総務費、総務管理費で企画一般事業83万円の計上がございます。これは新しく出てきたと思うんですが、島原市の訪問に要する旅費だと思いますが、この訪問の目的それから訪問者の内訳がわかっていると思いますので、説明をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 先ほどの地域型保育給付費の返還金ですけれども、国の変更交付決定につきましては平成31年3月18日でありまして、この段階では返還すべき金額というのはまだ確定はしておりませんでした。ことしの6月17日に実績報告を県・国に提出しまして、それから国・県の負担金額が確定するというので、これが返還すべき金額ということで決定をされるということになります。返還する期日につきましては、令和2年3月31日と県から聞いております。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 企画一般の83万円の内訳など目的はということでございます。

令和2年に島原市とのアイボの交流ということで、町長を初め7名が島原市へ訪問するための旅費とまたレンタカー借上料に関する経費、普通旅費で69万3,000円、使用料及び賃貸料で13万7,000円、合わせて83万円ということになっております。もう少し詳しく説明させていただくと、平成29年10月11日に島原市と幸田町が姉妹都市提携を御存じのように締結したということで、それから2年目を迎えて、さらなる友好交流を推進するために、今年度は既に幸田町の消防団の派遣とか民生などの友好交流を進めておられますけれども、幸田町生まれのソニーのアイボを派遣して、島原市においてアイボ派遣式典を行うという運びになりました。そういった面で交流を深めていきたいということでもあります。この背景には、前大須賀町長から幸田町への寄附がありました。昨年度でございますけれども、そこで姉妹都市提携を結ばれた当時の前町長の思いも込め、より交流を推進するためにI o Tラボにも加入された当時のI o Tを活用したアイボ、こういったものを購入して派遣するというにしましたものがございますけれども、島原市との話し合いを始めていく中で、アイボを送付するだけでなく現地で島原市民に御参加いただきアイボ派遣式典を行いながら、そこへ関係者が出向きながら、そういった分の旅費を今回補正で計上させていただきたいということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 今回、アイボのこれは旅費だけですので、アイボの費用、これは当初でやったのかなというふうに思いますが、ちょっと当初で私も質問しなかったので、その辺の予算はどうなっているのかについて説明をお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 当初予算におきましては、15款総務費の10項総務管理費の10目企画費、この補正予算の関係と同一ですけれども、企画一般事業としまして11節需用費でアイボの本体を購入ということで予算化しておりました。実質契約額は43万6,260円となっておりますけれども、これが11節の需用費、これは購入がクーポンによる購入ということで需用費から充当しているということでもあります。これ以外に、実はアイボは本体とは別に専用のサーバーで常に情報をやりとりしているということで、I o Tの仕組みを使っておりますけれども、成長していく、いわゆるアップデートしていくためのクラウドサービスを持っておりまして、いわゆるクラウドのサーバー、サービスから故障時のサポートとしての保守委託料が本体とは別に31万6,800円あります。これは3年間のいわゆる餌代と考えていただければいいと思いますけれども、予防接種とか診察費のようなこういったものがメンテナンス費、サポート経費ということでもあります。これが委託料の中に入っているということでもあります。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） わかりました。需用費ということで、アイボの本体とクラウドサービスということでメンテの費用が入っているよと。メンテのほうは委託料じゃないのかなというふうに思いますが、そういったところで当初でやったものができているということだと思います。これを今年度実施したいということで理解できました。

大変島原市との交流が盛んになってきたと思いますが、これはアイボというのは私は進呈かと思っていたんですが、進呈ではない派遣だということでもありますので、その辺の経緯というか、派遣という返ってくるなということも思うわけですが、その辺のちよっと説明がいただければと思いますが。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） アイボの本体をどのように扱うかということで、本年度に入ってから島原市のほうと調整をしてみました。その中では、実質3年間のサポートを含めてということでもありますけれども、これを幸田町のほうで今の委託料の中で支出しながら、実際には活用としては島原市の観光交流、幸田町の企業立地も含めたそういった優良企業の唯一の幸田ブランドとも言えるアイボを宣伝することで幸田町を紹介できる。もしくは姉妹都市提携の部分のアピールをしながら、幸田町の特産品と一緒にPRをしていきたいとか。また、アイボに関してはいろいろな災害時の癒やしだとか、いろいろな部分でありますので、島原復興記念館などでも展示しておもてなしの一つにしていくということではありますが、実際にそういった中で、うちのほうで島原市の友好交流の交付金として支出している30万とはまた別の流れとしてそういったものを行っておりまして、そういった島原市との交流としての部分の一部としてこういったものを貸し出ししながら、派遣としての部分でありまして、3年後についてはどのようにするかというのはまた双方協議ということもございますが、原則幸田町からお貸しして、今派遣職員が1人行っておりますけれども、それと同じようにまず派遣して、戻ってくるのを前提とした派遣犬と申しておりますけれども、そういった部分で送りながら友好のかけ橋となるようにしていき、また3年後についてはその後の調整というふうに考えている状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） わかりました。3年たっても交流を続けていただきたいなというふうに思います。

次に、17ページの55款教育費、社会教育費であります。凧揚げまつり実行委員会補助金として420万円という計上があります。凧揚げまつり実行委員会の予算としましては、当初340万円でしたか、もうちょっとありましたかね、その計上があったと思います。これについての必要性、当初よりも多い金額を今回計上されたわけですので、この中身についてお伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 凧揚げまつり実行委員会の補助金につきましては、当初385万円の予算計上でございました。それを上回る補正となっているわけですが、その必要性和内訳についてでございます。昨年度の凧揚げまつりの終了後、反省会をやっているわけですが、その中でさまざまな意見が出てまいりました。その意見の中に非常に多くの来場者がある中で安全対策が足りておらず、どうしたら安全にまつりを開催できるか。これからもっと凧揚げまつりを盛り上げ町外に発信するためには、まずは町内全域から盛り上げていこうではないかというような意見が出されてまいりました。このような意見を踏まえまして、凧揚げまつり準備委員会を開催し、今年度に入

ってからは準備委員会が企画委員会という形で立ち上がっておりますが、そういった中で話し合いを続けてまいりました。多くの意見を聞き、他の地域の凧揚げまつりで起こったような事故が起きないように安全対策、訪れた人が安心して楽しめるよう、こういったことを目標としてそれを反映させるために何度も話し合いを続けてまいりました。また、町民全体で盛り上げるという観点に関しましては、区長会におきまして凧揚げまつりを町民全体で盛り上げるために全区何らかの形で凧揚げまつりに参加いただけるようお願いをしております。区からは、凧づくりには経費がたくさんかかり、凧揚げに参加することに対して何らかの支援をいただきたいなど意見をいただいたところでございます。各区で参加について御協議いただき検討をいただいた結果、ほぼ全て区が参加していただけるということになりました。こういった町民の思いに対して、参加協力金という形で町としても支援をすることができないかと考えてまいりました。このような経緯の中で今年度の凧揚げまつりを今まで以上に安全安心に開催し、各区や学校、消防団などの協力のもと、凧揚げまつり全体を盛り上げるためには経費がさらに必要となりますので、今回の補正をお願いするものでございます。補正の内訳といたしましては、安全対策に係る費用といたしまして162万円、参加への協力金といたしまして232万円、その他テント運営、撤去に係る費用など約26万円の合計420万円が追加で必要となった次第でございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 凧揚げまつりの実行委員会がありますと。そこがやるということで、そこに補助金という形でこの支出をするということでありまして、補助金というのは補助率とか算定根拠があると思っておりますけど、その算定根拠はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回の補助金でございますが、幸田町の要綱の中に教育団体活動促進補助金交付要綱というものがございます。この要綱に基づき、定額で補助金を交付している次第でございます。補正後の収入割合でございますが、おおむね補助金が9割、この実行委員会としては各企業、個人から商店等から協賛金をいただいてございますので、その協賛金が1割となっております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 今、団体は協賛金があるよと。必要経費から協賛金を引いた額を全額補助するような内容で大体9割ぐらいになるというようなお話でありましたが、これは凧揚げまつりの町の事業を実行委員会に委託するというような内容じゃないのかなというふうに思います。補助金というよりは委託料のほうがわかりがいいのではないのかなということを思うわけでありまして、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） こうした凧揚げまつりにつきましては、実行委員会形式という形で運営を行っているところでございます。この実行委員会という組織でございますが、さまざまな団体の関係者からなる、特に凧に関する団体が多くございますが、そういった方たちの集合体の実行委員会でございます。こういった実行委員会という形式をとっ

て町も大きく関与しながら開催していこうというようなまつりであり、また企業、商店等から協賛金をいただきながら事業運営費として充ててやっている次第でございます。そういったことから実行委員会形式として行っているわけでございますが、若干委託にはなじまないというように考えている次第でございます。こうした凧揚げまつり実行委員会につきましては、教育団体活動促進補助金交付要綱に基づき文化の発展に寄与することを目的とする団体とみなして、町としては補助金を交付という形で実施しているというところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） よくわかりました。実行委員会と町が一体となってそれぞれの持ち分で協力して凧揚げまつりを盛り上げていくということだと思います。今回かなり大規模にされるということでお伺いをいたしているわけですが、大規模になった後です。必要経費も倍以上かかってきて約1,000万に近いお金がかかってまいります。しかし、これは幸田町の一大イベントであるなら末永く続けていっていただきたいわけであり、そういう意味でも実行委員会との協力体制をしっかりとって、必要な資金はやはり十分用意をし確保して、今後も進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひ申し上げまして、私からの質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） ありがとうございます。やはり、町といたしましても、新春の一大イベントといたしましてこうした凧揚げまつりを位置づけてございますので、経費的には安全対策を強化するなど、また地元に対する協力金でかさんでおりますが、やはり町民みんなに喜んでいただけるような、また内外からたくさんの方々が来ていただけるようなおまつりとすべくしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立初雄君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。午後は1時から再開いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 民生費のシニア・シルバー世代サポートセンター施設整備費の内容と工事前払金についてお聞きをいたします。

午前中の質疑の中で、この件につきましては質疑があったわけですが、そのときにJAの跡地利用ということでリフォームするよということでもありますけれども、この施設でございますが福祉産業建設委員会の資料によりますと、ここにはシニア・シルバー世代サポートセンターと同時に地域包括ケアの包括のほうは事務室としてできるという、そういう内容になっておりましたが、やはりこれを一くくりにして工事費として上げるのはどうかということですが、このようにしてしまうと地域包括支援セ

ンターというのが消えてしまうという内容になってしまいますが、その辺はいかがかというところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） この建物を町が今回買い取りをさせていただきまして、その中の利用ということで、福祉産業建設委員協議会の中でも利用の計画についてはお示しのほうをさせていただいたところであるということでございます。1階フロアは、これは1番、サポートセンター事務室、2番、包括支援センター、未定というふうな表記をさせていただいております。もちろん町が直営といいますか、町の事業としてまずこの建物を利用するという意味でシニア・シルバー世代サポートセンターの設置という名称にはなっているわけなんですけれども、いずれにいたしましても地域包括支援センターというものにつきましても介護保険事業の中で位置づけられている施設で、これは委託で今は社協のほうで運営をさせていただいているわけなんですけれども、高齢者人口がふえてくる中でございますので、新たな担い手といたしまして第2地域包括支援センターの設置も検討していきたいというこういった構想もあるということで、建物としては同時整備になりますので、こういう併記にはさせていただいているというところでございます。条件が整い次第こちらの包括支援センターのほうも同じように運営のほうはしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） シニア・シルバー世代サポートセンターにつきましては、補助金を活用してやっていくよということで、その整備に係る工事費等でございますが、これですと例えば補助金の関係でそのようにしたのか、それとも後から地域包括が入ってくると、その辺は間借りというようなことになってしまうわけでございますけれども、やはり総合的に整備をしていくという方向でないか、これはなかなか両方が違うわけですので事業内容が、その辺についてはきちんとして予算計上していくべきではなかろうかなと思うんですけれども、その辺は一括で問題はないのかということでございます。

次に、凧揚げまつり実行委員会について組織内容ということでお聞きをするわけですが、先ほどもこの金額420万円の内訳を言われたわけでございます。地域を上げて盛り上げるよということで凧揚げまつりをこれから行事として取り組むわけですが、参加協力金232万円、この関係で言えば地域へ各23区ですかね、ほかのところも入ってるかというふうに思うんですが、この地域への参加協力費はどのような基準でそれぞれの地区に協力金を出していくのか、それを説明がいただきたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、シニア・シルバー世代サポートセンター推進ということで今回上程させていただいている中身の実施に関しましては、国の補助金を運営のための費用として申請をしているということでございます。ですので、実際に整備にかかわる部分について国庫補助をいただくというわけではなくて、これはあくまで町の単独のもので整備をしていくものでありまして、実際その中の一部を活用しましてシニア・シルバー世代サポートセンターを運営していくと。そこにかかわる費用につきまし

ては、先ほどの国の補助金を充てていくという、そういう考え方であるということであり、補助金については全てシニア・シルバー世代サポートセンターの部分で使いますので、町が整備した建物に関してその一部を地域包括支援センターも使うという、そういう位置づけでこの建物としては整備するという、1階部分はそういう考え方があるという、そういうようなこととございます。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 凧揚げまつり推進の協力報償金の内訳についてということとございます。基本的に全区参加いただけるように区長会の中でお願いしてきたわけとございますが、結果的には22区の参加。それから、あと学校関係といたしまして中央小、南部中学校、幸田高校と3校の学校、それから消防団第2分団が参加いただけるということになっておりまして、その中で大凧を揚げるということで参加いただける方、ちょっと凧はつくれないけれども現地で振る舞い等するだけならという、そのような地区もございまして、大凧として参加していただける団体に関しましては一律10万円というところ。あと、振る舞い等をしていただけるという団体については3万円と、そうした内訳とございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） シニア・シルバー世代サポートセンターの施設整備を中心に行って、地域包括は間借りだよというようなことでありますけれども、やはり総合的に整備をするならば、きちんと予算づけをしながらやっていくべきではないのかなと。当面シニア・シルバー世代サポートセンターの整備で上げとくかという問題でもなかろうかと思うんですけども、その辺の考え方がどうも納得いかないんですけれども。やはり、皆さん期待感がありますよね。ですから、現在の地域包括支援センターですと非常に手狭ということと、それから人口もふえてきて、国の方針ですと中学校区に1カ所ということからすれば、幸田町は3カ所必要になってくる。こういう状況の中で福祉の拠点づくりというようなことも町長は言っておられたわけとございますので、そういうような整備内容に充実させていくということのほうがいいような気がするわけとございますけれども、なぜそういう体制づくりに至っていなかったのかということとございますが、その辺はいかがでしょうか。

それから、凧の件とございますけれども、今年度から凧揚げまつり実行委員会、今までの既存の凧揚げまつりの関係がそれぞれ解散をして、新たにこの実行委員会を立ち上げられて、それぞれ個人加入あるいは団体加入もあるかというふうに思うんですけれども、そういう組織体制づくりが新たにされたようございますが、その辺はやはり全区参加ということであるならば、これは個人加入とかではなくて、やはり区の組織としてやっていく考え方が当初はあったのか。それとも個人参加でお茶を濁してしまったのかどうなのか、その辺について町としては今後どのような体制づくりをやっていくのか改めてお尋ねしたいと思います。また、凧揚げまつりに参加するそれぞれの区団体については一律10万、3万ということで、今回のものに関しては補助ということとございますけれども、後々こうしたことで報償金の関係でもめないようにしていただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 委員がおっしゃられますように、あの建物を取得する際に、あそこを総合的な例えば福祉の拠点というような意味合いで整備しますという、確かにそういう考えに立ってということだというふうに思います。そういった決してシニア・シルバーに力が入っていて、何か取ってつけたような地域包括支援センターというそういうわけではないわけなんですけれども、建物を取得して実際に新たに建てるわけではなくて改装をするという見地に立ったときに、あそこの建物を当面直営で何かしらに使う目的であそこの用途変更をかけていくというようなことも必要であったために、実際に町が直に事業を行いますという意味でシニア・シルバー世代サポートセンターというこういう名称で手続をとっている最中ではあるんですけれども、そういった意味で名称が先に出てきてしまっているわけでありまして。地域包括支援センターの事業はどちらにしても委託という形になってはいきますので、そのものだけであの建物を用途変更という形にはちょっとならなかったもので、それで今はそういった意味で地域包括支援センターがちょっと後ろに下がってしまっている意味合いはあるのかなというふうに思うわけではあるんですけれども、いずれにいたしましても、やる事業につきましては全て町にとって必要な事業があるからこそ町がみずから購入した施設に配置していきたいという、そういう思いがあるということでありまして、今後、整備時期もスピード感をもってやらないといけないという部分もありましたので、そういった意味でのシニア・シルバー世代サポートセンターが先に出たということも一つあったのかなというふうに思いますけれども、この一、二年でいずれの事業もそこの中に入って事業を運営していきたいという、そういう思いの中でこれは進めてまいりたいというふうに思っておりますので、いずれにいたしましてもあそこの中はいわゆる地域福祉の拠点になるという、そういう意味合いで整備のほうは進めているというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 風の組織について御説明を申し上げます。

まず、実行委員会とそれから風の会というのがございまして、今までは三州幸田の風の会という風好きの方の集まりがあったわけでございます。それが運営上なかなか支障があるというようなことで一度解散をいたしまして、令和元年7月21日にこうた風保存会という組織を設立をしているところでございます。これはあくまでまったく民間の風好きの集まりでございまして、町とは一切関係のない組織でございます。それと、今の風揚げまつりを実際に実施している団体といたしまして、幸田風揚げまつり実行委員会という組織がございまして、この組織につきましては、会長、副会長、会計、幹事、それと顧問というそういった役職がございまして、構成メンバーといたしましては、顧問に町長、議長、教育長の3名、あと会長以下でございまして、ライフサークル推進事業の委員長、それからこうた風保存会の会長、区長会長、商工会長、菱池開墾管理地区責任者、岩堀区長、野場区長、ことに限っては区長会長が野場区長でございまして区長代理が来ておりますが、あと文化振興協会、子ども会、女性の会、それからあいち三河農協、企業代表、こういうメンバー15名で組織した団体がございまして、この団体に

おきまして、実行委員会で凧揚げまつりについて御協議し決めていただくと。実行委員会の下部組織として現在では企画委員会という、実際の凧揚げまつりをどういうふうな形で運営していくか、どのような形のまつりにしていくかという、そういったことをもむ組織がございます。それがライフサークルと各凧の会の役員たちで構成されている次第でございます。あと、運営委員会という組織がございます、運営委員会は実際の当日の運営というものに携わる組織でございます、ライフサークル、凧の会、区長等、そういった方々で構成されているというところで、委員が御指摘の解散云々というそこから辺はあくまで民間の凧の会が解散して新たに設立したということで、実行委員会組織については変わっておりません。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 前段のシニア・シルバー世代サポートセンターとそれから地域包括の関係でJAの坂崎支店さん旧跡地を買わせていただいて、そこを利用するという件についての補足の説明をさせていただきます。

9月の補正予算でJAの坂崎支店の跡地を購入できるというきっかけになりましたのも、JAさんのほうから民間に土地を転売する可能性が非常に高くなっているということで、私もせっかく坂崎学区の主要な2反ぐらいの土地をぜひ有効活用したいとは思っておりましたが、その目的化するという意味で、やはり福祉的な拠点という話も健康福祉部長からありました。そこで、購入するときに坂崎支店の跡地を見に行かせていただきました。JAさんからも十分使える耐震性のある建物である。しかしながら、福祉目的でしようと思うと、やはり用途変更を含めてもともと農協さんの支店であったので、フロアの整備だとかパソコンだとか空調、さまざまな部分で一般的な仕事をしていくためにも必要最低限の施設整備がなされていないということでありまして、そこをまず整えていくことによって、本来なら壊してそこからまったく新しいものを建てていく、これも一つの手法でありますけれども、前回も説明させていただきました地域包括の拠点を誘致といいますか呼びとめるためには、一旦そこを更地にして建物をつくっていくとかなり長期の時間がかかるということで、そういうことをしていると地域包括支援センターの誘致等々の考え方が非常に可能性が狭まるということも思っておりまして、私のシニア・シルバー世代サポートセンターづくりも含めまして、担当の方のほうは厚生労働省の生涯現役地域連携事業ですか、そういった厚生労働省の事業で私どもが考えるシニア・シルバー世代サポートセンターづくりの運用に対して、金額はまだはっきり言えませんが2,000万近い補助事業のメニューがあるよということを言っていたので、ぜひ早目に、先ほど丸山委員から言われましたように、やはりこうした事業の期待値が高まるように少しでも早く進めていくためには、JAの旧坂崎支店をうまく改造して使い分けて、1階はシニア・シルバー世代サポートセンターづくりにしていく、2階はもちろん民間的なところに貸し出して使用料も取っていくわけですが、それにしても必要最低限の例えば24時間訪問介護だとか、そういったようなことをやるためには、空調はない、畳の部屋ではだめだ、もちろんフロアづくりをきちんとしておかないと常識的な誘致ができないということで、ちょっといろいろな点で施設の不備は十分あるかもしれませんが、やはり呼び込んでいくためにはこういった

手法しかなかったということで、9月の補正も大変突然でありましたですし、承認をいただくためにいろいろ御理解をいただいたわけですが、今はこういう形で何とか公約づくりと訪問介護の拠点づくり、北部にどうしても必要であります。そういった絡みもありまして、今の形が一番ベターではないかなと思っておりますけれども、まだまだ施設の改善等におきましては、今後拠点づくりに関してさらに拡大するだとか、もうちょっと施設整備をしないと充実した運営ができないという点は十分考えております。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、8番、藤江徹君の質疑を許します。

8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 補正予算関係資料20ページの補正予算給与費明細書、ここに記載されています中段のところに職員手当の内訳というふうな記載がございますけれども、これについて一応質問させていただきます。

職員手当、これの増加の合計は、その上側の表にもありますように、全体的で2,580万円となっています。この内訳表を見ますと、主な要因は時間外勤務手当これが2,750万円の増というふうになってある、これが一番の大きな要因ではないかというふうにこの数字からは見られます。この内訳を見ますと、時間外勤務手当各款にまたがっておりますけれども、これをおのおのひも解いてみますと、総務費の一般管理費で1,750万円の増、それから民生費児童福祉施設費で約750万円の増等々で増加している部門もあれば、民生費社会福祉総務費500万円減、それから衛生費保健衛生総務費250万円減等々で減少している部門もあります。ここで、かなり偏りが生じているというふうな数字にはなっております。そこで全体的に見まして、まず最初に質問させていただきたいのは時間外勤務手当、これの増加イコール勤務時間の増加ということを示しているのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 補正予算の職員手当の関係でございますけれども、今回の一般会計の歳出において、その主要因は時間外手当増が大きな要因であるということであり、基本的には当初人員の人員配置予定を比較しながら、実際の人事異動の内容との差というのが大きいものもあります。主に増額要因の具体的なものについては、例えば昇格ですね。主幹への昇格とか、当初予定しておりませんでした、そういったものとかあと職員の例えば保健師が1人ふえていたりとか、それに伴う扶養手当とか児童手当の増額。また、育児休業等の休業時間短縮、いわゆる復帰によってこの短縮があったりということで増額要因があったり、また減額要因には人事異動で若い職員に逆に変わってきたり、また新規採用職員に変わってきたりとか。あと、途中退職4人ほどございますけれども、そういったもの。また、再任用を見込んでいただけても、その人数がそれに満たなかったとかというような、減額、増額それぞれ全体的な人件費についての増減はあるわけですが、委員の言われる大きな要因としましては時間外勤務の増加によると、2,750万となっています。この内容につきましては、言われるとおり時間外手当ということで、時間に相当する部分が上半期の10月末までの実態を見ますと、

前年比の同月10月末で比較しますと108%、2,730時間が昨年より多いという状況になっております。それに伴い、今後、後半に向けてこの時間外手当を見込みながら、2,750万を年度末を見込んだ数字として増額をさせていただきたいということでもあります。なお、もともと今年度当初予算についてはこの時間外手当も少な目に見込んでおりました。これは働き方改革の中でのなるべく時間外を削減しようという意気込みとしては削減させていただきましたけれども、なかなかかなわなかったという面もありまして実際に増額をお願いせざるを得ない状況に今あるということで、今御質問のあります時間外手当イコールいわゆる超過時間に伴う手当ということになるということです。お願いします。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 勤務時間の増加ということですよというお話ですけども、労働環境の整備とか、よく言われている、先ほども言われている働き方改革等々、いろいろとこういったことに対する対応方法を含めて、一時的にでも1人当たりの業務量の平準化、これを図る必要があるんだろうというふうに私は思いますけれども、この対応方法として大きく分けると、1つ目はフレキシブルな職員配置、要は一人頭いろいろ業務量に合った適正配置ですね。2番目としては、当然ざっくりですけども単純に人をふやす。それから、3番目としては、先ほどの70号議案でも意見が出ましたとおり、効率化を含めた業務改善。これらのいろいろな手法等々があると思います。これらについて平準化を図るためにはどういうふうに対応されていくかどうかという考えをお聞きしたい。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、職員の時間外の増加ということをもう少し要因を調べてみますと、実際に昨年度と比較して顕著に増加している要因として見受けられるのは、やはり病気休暇とか育児休業を取得している職員などで、実質的に今現場にいない職員が14名ほどいます。14名についてもこういった部分では今の働いている職員にも負担がかかっている部分があるのかなということがあります。また、人事異動によって経験豊富な職員が異動していることによって、その分の時間外が増加しているのではないかとこのところでもあります。実際に平準化という面では、今これは毎月の部課長会議の中でも各課の時間外の状況を把握しているわけですけども、そういった中では今代表的な時間外がふえているというところが例えば企画政策課とか住民課、下水道課、学校教育。また、減少というか下回っているところは、環境とか都計とか区画整理とか予防防災課。これはもともと時間外が少ないから業務量が少ないというわけではなく、また時間外が多いから業務量が多いというふうに判断するのも少し異見かということで、この平準化についてはさまざまな観点から見なければいけないですし、今委員が言われるようなフレキシブルな職員配置、これも今これを見て実際に今後の来年度に向けての体制として部長ヒアリングを行いながら、職員体制、来年度の体制、人員を含めて部長ヒアリングを行っている状況であります。こういったものも人事異動に伴うそういった配置もありますし、また年度途中でも先ほど来答弁させていただきました行革プランに基づく職員OBのいわゆる応援体制、こういったものも含めながらやっているということで、頭数のある程度確保していくという面もありますが、それとあわせて効率化、

改善、こういったものも先ほど来お答えさせていただいたようなことをあわせ持ちながら、今ワークライフバランスで働き方改革、こういった面では職員への負担をなるべく少なくしていきたいという面ではありますが、それに合った仕事の改善をしていくことが一つの前提条件となってくるということでもありますので、こういったものを総合的に検討していくということが一つの対策だというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 今のお答えでもありましたとおり、今回のように補正予算として改めて追加する等々については、ざっくばらんにいうと非常にみつともないというんですかね、そう思います。したがって、ぜひ来年度以降の予算編成、特にこういった個人個人の労働に対するいろいろな手当等を含めまして、それに対しては事前にきっちり先行きの予測ですね、これがまず第一番だと思いますので、それをきっちりやっただいて、予算の中には余り補正をかけなくてもいいような予算編成を組むということに対して心がけていただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今言われるとおり、いろいろな部分で予算編成する中で、時間外も削減をしていくという姿勢はもちろんなんですけれども、かといって足りなくなってくるというところ辺も今御指摘のとおり計画性がないということになりますし、また時間外の命令も含めてそういった面ではもう少し事前にそういった出来高払いじゃなくてしっかりと事前調整をしながら、またそれが職員の管理をしっかりとしているかというつながりにもなりますので、これは実質時間外の管理は課ごとにやっておりますけれども、課長代表としていろいろ職員の人事管理、仕事の管理、時間外管理をしっかりとしていくことでやっていきたいと思っておりますし、また来年度予算策定に当たっては、そういったものを総合的にまとめるのは人事秘書課となっておりますので、どうしてもその辺の細かいところが見えてこない部分がございますが、それぞれの職員、課長、課を単位としてしっかりと積み上げていく、それが人事のほうで吸い取りながら計上していけるように努力していきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江徹君の質疑は終わりました。

次に、5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） まず、資料の提出ありがとうございます。

まず、最初にお伺いをいたしますけれども、総務教育委員協議会におきまして、この地区に公図混乱地区があったり集団和解が必要だと。そのために9カ月ぐらいおくれそうな見通しであるという報告を受けております。今回1,800万円がその費用も含めてだと思っておりますけれども、債務負担がかけられております。公図混乱に係る集団和解に係る費用とそれ以外の経費とに分けて説明をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 要求資料のほうで示させていただいたように、全体の区域の中で実線で示されたこれは面積が12.1ヘクタールほどありますけれども、この区域を

実線部分で示しているところ、これがある程度境界がはっきりしているところで、点線で示されたこれが250メートル、0.25キロと書いていますけれども、これについてが公図混乱地区に該当して、これは公図混乱、要するにこの点線を固めるためにはこの点線の周りに不整形に囲っております図形、この黒の区域に囲まれておりますこれが0.9ヘクタールとなっておりますけれども、この0.9ヘクタールの所有者5名と14筆合わせて4,044.32平方メートルについての集団和解が必要だということでもあります。この部分とそれ以外の実線の部分もあわせて、来年度予算の前倒しという形で債務負担ということで、いずれにしてもこの区域界を調べる必要があるということで、残りが1,250メートルほどありますけれども、この部分をあわせて債務負担で起こさせていただくということでもあります。今、御質問の集団和解にかかわる経費としましては、453万円が集団和解であります。これに伴う登記調査業務、土地家屋調査士への報酬もございます。これが124万円ということで、合わせて577万円が集団和解にかかわる部分の登記まで含めた部分であるということでもあります。残りの1,223万円、これが外周の境界をはかる、先ほどの1,250メートル、1.25キロの部分をはかる部分ということでもあります。これはあくまでも債務負担ということで、今年度末まで、来年の3月までに集団和解を解決させて、そこで開発区域がほぼ決まりますので、これに伴って開発決定を進めていきたいと考えております。並行しながら実線でありませぬ部分は、これは立ち会いをやって最終的な確定を行っていきますので、その外周確定を行いながらトータルで1,800万円の業務を債務負担としてお願いしているものがございます。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） わかりました。集団和解という言葉は初めて聞いたわけでありまして、この集団和解は申し立てれば確実に境界が確定するものなのか、あるいは場合によっては不調になって境界が確定しないままになる可能性もあるのか、その辺の見通しはどのようにお考えでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、この一覧表でA、B、C、D、Eという形で5名の方に関係するということで14筆、この内容についてはこの黒い区域に囲まれたところでありませぬ。この中の登記簿面積としては4,044.32平方メートル、この面積を当然確保できる状態0.9ヘクタールでございますので、そういう面ではあるものですから、事前にこの地権者の方たちにはお話をさせていただいて、まだその業務には入ってございませぬけれども、事前準備としてこの方たちにお話をさせていただいて、基本的には合意をいただいているという言い方でいいと思いますので、今業務として予算づけした、いわゆる執行として議決後速やかに取り組んでいけば、これは法務局での集団和解になりますので、法務局にも事前に調整しておりますので、そういった面では確実にこれを3月末までに集団和解に持ち込んでいきたいというふうに考えております。ただし、100%というわけではないので、これはあくまでこういった形で内諾を得てますが、実際には印鑑をいただいて登記するまでが集団和解の和解が終了するということになります。

ので、そういった面でははっきり100%とは申し上げられませんが、そういった部分では進めておりました、基本的には今の流れの中では地権者の方の開発自体への同意はいただいている方たちばかりなので、そういう面では事業への不同意とかそういうことはないものですから、基本的なところでは問題ないというふうに判断しながら、年度末に向けて債務負担を起ししながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） わかりました。この混乱地区の中には国道用地もあるわけでありまして、国がなんでそのときにもっと整理しておいてくれなかったのかという思いはあるわけですが、心配いたしますのは協議会での説明にもございましたけれども、地区界が確定しない限り企業庁は応じていただけないということでありましたので、これが不調に終わらずしっかりと確定をさせていく、そういうふうに進めていただきたいと思いますというふうに思います。

その次でございます。シニア・シルバー世代サポートセンターのこちらのほうの債務負担であるわけですが、これは面積が約92坪、それで今回工事費が4,800万円の工事費だよということで、これを単純に割り戻していきますと坪当たり52万1,000円になってまいります。これで、福祉産業建設の資料を見ていきますと、間仕切り等主要な構造物はほとんどいじっていない、壁紙の張りかえぐらいは当然やるでしょうけれども、壁の移動のようなものはほとんど見られないように思うわけですが、これはどのように予算を見積もられて今回提案されているのか、そこから辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 地区界の確定を速やかに行いながら、事業決定という形でのスケジュールですね。これに今現在おくれてきておりますので、速やかに挽回してけるように取り組んでいきたいと考えております。そのためには地権者のこの5名の方についてはおおむね仮同意をいただいているということでありますので、その面ではスムーズにいけるということを前提に、またほかにも企業庁の6要件、地区計画とか用地のこの取得の関係、また地下埋設物などの関係、採算性とか企業の進出動向、また幸田町の積極的な協力があることというような6項目ございますので、こういったものをしっかり取り組みながら、企業庁さんのほうの開発決定に向けて努力していきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、委員のほうから、今回整備として計上させていただきまず旧農協坂崎支店の改装にかかります工事の積算というような意味合いでございました。それで、建物といたしましては、外材とかそのものは間仕切りも変えずに利用をさせていただくということであるわけなんですけれども、やはり、それ相応の年数もきているということがございますので、例えば1階部分とか2階部分ですね。床をもう一回はつったり、取り壊したりして新たなものにつくり変えるというようなことですか、あるいは空調関係も設置から年数がきておりますので、エアコン等の取りかえ、廃棄、それから照明等、こういったようなものの取りかえですね。そして、またトイレもござ

いますので、そこら辺の部分についても整備を行っていくというようなことです。そして、あと防犯対策ですとか、消防設備、そういったようなものについて改修をかけていくというものでもあります。そして、また古い施設の改装のためでありますので、実際に床や天井など、その辺の状況は工事途中でそういったものを取り除いてみないとわからない部分もあるということでもありますので、若干そこら辺がもしあった場合でも対応できるような部分でちょっと工事の価格としては上乘せはしてあるわけでありましてけれども、そういった部分は必要なければこれは執行しない予算の部分であるということですので、基本的にはこれは本体工事のみの費用ということにはなりますけれども、そういった工事を含めまして事業者にとどのぐらいの費用がかかるかということで、これは概算見積りの段階で出させていただいているものでありますので、そういったものの中でこの金額というのは算定されてきたものであるということですのでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 企画部長、ぜひとも頑張ってお願ひしたいと思ひます。

それでサポートセンターのほうですけれども、先ほど床をはつたりとか天井を取り外したりとかいうふうにおっしゃったわけでありましてけれども、天井を取り外すなら床はそのままで、先ほど言われた配線等の関係なんかでいくなら、床をかさ上げできるならかさ上げをして、ハツヨリはなしでかさ上げをするというような、そういうような考え方も可能かと思ひます。概算の見積りであるということでありましてけれども、契約に際しましてはそれぞれ専門家の意見を聞いて、細部にわたった見積り等をとっていただいて、その積み上げで行っていくとか、そういうような少しでも安くおさまるように工夫をしていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） これは概算のものだけでありまして、改めまして設計業者に、このものについては今設計のほうは改めてしっかりと見ていただいた上で積み上げていただくように、これは依頼をかけておりますので、その仕様をもってして必要にして最低限といひますか、合理的な設計の中でこの建物整備は行っていくべきだといふふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 企画費の企画一般事業83万円についてお伺いをいたします。

これは島原市への旅費とレンタカーの借り上げ等の料金でございます。令和2年の1月に町長、企画部長、次長、ソニーの会社の方、アイボ2体、青い目の人形関係者など、7人で島原市への訪問の旅費ということで説明がございました。日程でございますが、1月の日程の何日に行かれるかが決まりましたらお聞かせを願ひたいといふふうに思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 旅費として見込んでいるのは町長を初め7名という形の旅費でございます、その中身については、今考えている部分としましては町長とソニー本体

の御説明、またソニーのアイボのコンセプトも含めてそういったところから幸田サイトから2名ほど。また青い目の人形、親善人形友の会という形の事務局の方と。また、それに伴う音楽担当の方も含めて、そして職員の随行も含めて全体で7名を今の段階では予定している状況であります。日にちにつきましては、今、島原市と調整した中では1月21日に予定をしたいというふうに計画している状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 7名の内訳は、たしか説明の中では私が先ほど言いました7人で聞いたというふうに記憶をしております。わかりました、1月21日を予定しているということでございます。

それで、向こうへ行かれてからの行事でございますが、先ほどの午前中のほうの答弁にもありましたように、アイボの派遣式典を行うということでございます。3年間の貸付をして、これらの行事は前の大須賀町長の寄附もあってその中から行かせていただくということでお聞きをいたしました。このアイボでございますが、私がパソコンで調べたところによりますと、2019年限定の何かカラーモデルのアイボチョコエディションですかね、こういう名前のアイボがことし限定であるということで見ただけでございますが、派遣するアイボはどのようなアイボなのでしょう。今までのアイボなのか、またことし限定のこういう濃淡の茶色と白のコントラストで尻尾が黒い色だそうです。こういうのが出てきましたが、このアイボを持って派遣をされるのか、普通のその前のアイボと一緒に行かれるのか。もしわかっていたらお聞きを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、ソニーのアイボを幸田ブランドにしていきたいというのがあるんですけども、今は日に日にやはり進化しておりまして、いろいろな面で。IoTの最たるもので、これが見守り機能が持てるとかそういったこともいろいろ研究されているようであります。最近情報が出てる中では、ボディカラーについても今言われた、ちょっと私が言葉として説明できないんですけども、いわゆるツートンになると思いますけれども、そういった形でのものも1体用意したいなということで、1体は通常のカラで、もう1体はそういったもので、2体派遣するという事になればその区別も含めてそのように色分けをした状態のものを届けていけたらというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ぜひとも本町の優良企業でつくっておられるアイボを持っていかれて、幸田町をぜひともアピールをしていただきたいというふうに思います。

それから、青い目の人形の関係者も行かれるということでございますが、青い目の人形に関しましては、平成29年の2月に幸田小学校の所蔵の青い目の人形、グレース・エッサと島原市の第一小学校が所蔵しているリトル・メリーというのが90年ぶりに再会したということで、幸田町内でも大きな話題になったものでございますが、今回関係者が行かれるということでございますが、何か青い目の親善の人形のことに関して、向こうで行事等が予定されているのかどうかをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、このメンバーで向こうに出向いて、基本的には島原城のところで引渡式をやりながら、そこでのイベントも展開したいなという中で、ソニーアイボも犬型ロボットでありながら外観は人形のような、実質目の色が変わったりしたりするものですから、そういった面では共通点があるんじゃないかということも含めて、青い目の人形のいろいろな交流もここの中で紹介しながら進めていきたいというふうに考えているところであります。また、先ほど申し上げた音楽関係のものも含めて、やはりこの演出をしていくソニーのアイボのこういったコンセプトをしっかりと島原市に出向いて、ソニーさんとともに説明しながら、幸田町の地場産業となりますそういったものを紹介していくことで交流が一つの話題になっていくのではないかとというふうな企画を練っているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） わかりました。アイボには本当に育てる喜び、愛情の対象となるような、すごくほっとするような感じが受けられるようでございますので、ぜひとも幸田町のアイボとまた青い目の人形等の交流も今後も盛んにしていっていただきたいというふうに思います。

それから、島原市との関係でございますが、これは平成26年のときに10月に初めて歴史と文化の友好交流促進に関する協定を結んで、その後、毎年、平成27年には島原友好親善交流会があり、またその次の年には島原市の友好交流訪問、29年の10月には島原市と幸田町の姉妹都市提携の調印式を行ったのでございます。また、令和になってからもそれぞれの団体の友好交流が行き来をしているというふうに聞いておりますが、この5年間のこれらの成果についてどういうふうにお考えかというのをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、この取り組みにつきましては、姉妹提携前の長い歴史の中で、もちろん400年以上の歴史の中で取り組んでいるものでございますけれども、平成9年のまちづくりシンポジウム、鐘ヶ江当時の市長さんの講演会を皮切りにさまざまな歴史を踏まえて交流を進めてきているということで、姉妹提携後もその部分をしっかり受けとめながら取り組ませていただいております。島原市と幸田町の友好交流推進委員会というのを設置しまして、メンバーもなるべく多くの方にかかわりながら、道の駅の物販も含めて、そういった方たちも含めたいろいろな交流をしながら取り組んでおりまして、今年度は特に産業まつりの中では戦国武将隊を招致しながらそういった交流をしていたりということもあって、この5年間の成果ということでは、数字的な部分ではお示しできないんですけれども、かなりこういった人的交流を含めていろいろな面で深まってきているのではないかとということでもありますので、ここにきてこういったアイボの派遣については、ある意味今後のこういった交流のかけ橋としてはしっかり働いてくれるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） わかりました。人的交流とまた新年度には派遣犬、また青い目の

人形等にも活躍していただきながら、人的交流・友好交流の促進をさらに図っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、老人福祉費、先ほどから出ております幸田町シニア・シルバー世代サポートセンターについてお伺いをいたします。

この整備計画というのは、案が11月の福祉産業建設の協議会で示されております。1階のサポートセンターの事務所また地域包括支援センターの時期は未定ですが、この関係とトイレ、休憩室、更衣室、また2階では訪問看護の事務所をつくる等々が出ております。これらの協議会で出た資料のほぼ同じ全面改装ということで理解してよろしいかをまずお聞きをいたしたいというふうに思います。

それから、この5,190万におきましては、当然外装のほうの改修というのもこの中に入っているのかどうかというのをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、幸田町シニア・シルバー世代サポートセンターの事業計画ということで、福祉産業建設委員協議会の中で御説明をさせていただきたいということですが、現在進めておりますのは、ここでお示しさせていただいた内容どおりのものを今進めさせていただくということで、実施のほうを今進めているところでございます。

あと、この費用の中のものであるわけなんですけれども、基本的には内装関係のものを直していくというものであります。外を塗りかえるとかそういった想定にはなっていないということですので、先ほど御説明をさせていただきましたように、フロアとか天井ですとか、空調設備ですとか、防犯対策、消防設備ですとか、そういったようなものにかかわる費用として工事費は計上させていただいているというところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 内装の全面改装ということでございますが、建物を見てまいりますと、本当にあのままではとてもじゃないけど使えないのかなというふうに思います。ということは、また外装等の施設の整備というのもこれに上乘せをされてくるのかなというふうに思うわけですが、外の外装もかなりかかるのではないかなというふうに危惧するところでございます。その辺についてのお考えがございましたらお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、工事費の前払金のことにつきましては、どのように積算されたかをお聞きしようかなと思いましたが、これは契約の40%以内でということで午前中お伺いをいたしましたので、わかりました。それと、やはり先ほど言いましたように古い施設でございますので、この施設の建物自体の外装だけではなくて、見てきましたら駐車場のところも白線も何もないしでこぼこだし、あの辺も何とかしないといかんのじゃないのかなというふうに思いますし、また、このようなサポートセンターという名前がきちんとつきましたら、それ用の看板の設置も必要ではないのかなというふうに思うわけですが、この辺についてはかなり整備の費用がかさむのではないかなというふうに思うわけでありまして。隣には大きな倉庫もございまして、じゃあ、この倉庫をどうするの

かなというふうに思いますし、倉庫自体も大変古うございますので、その辺についてのお考え。それと後から、たしか協議会のときにもお話が出たかもしれませんが、この施設が建ったときにはやはり看板も必要でございます。この施設の前の看板だけではなくて、県道だとか国道から入ってくるこの施設に向かってくる看板等も必要ではないのかなというふうに思います。その辺についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 現状の建物自体は確かに築もうかなりの年数がたっているということでございますので、基本は中ということではあるわけなんですけれども、外見の部分も補修が必要だということでもあります。基本的には、今回この業務ができますように確認申請を取ることをない範囲内で改修をしていくという考え方でこの部分はとり行っているわけでありまして、まずそういった外装がどこまで必要かということにつきましても、また状況を見ながら、やはり余りにも使えない補修が必要なものであるなら、それはやはり直していかないといけないというふうに考えるところでもございます。また、敷地全体を見渡した場合、未舗装の部分ですとか、フェンスが傷んでいるところすとか、駐車場の舗装が傷んでいるとか、いろいろあるかというふうには思っております。今回の費用は建物の部分をこの用途で使っていくためにこれは計上させていただいているものでありますので、今後必要に応じて手を加えていくことがその状況によっては必要なのかなというふうに思っております。そして、また倉庫の部分ですね。こちらにつきましても、現在ちょっと具体的な利用計画のほうはないということでもありますので、基本的には現状そのまま置いておく考えで。私どもの中にはそういった計画の部分はないということもございます。そして、また敷地の入り口にあるところの看板についてはもちろんきちんと表示をし直していくものであるということでもありますし、それから場所的に広い道路に面しているわけではないということもありますので、幹線道路から入ってくる場所についての案内看板、こういったものもやはり設置のほうは考えていかなければいけないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 今回きちんと整備をされますと、1階の部分ではサポートセンターの事務所ができ、また第2地域包括支援センターの事務所の予定だということもございますし、また2階の整備は訪問看護。これは幸田町では初めてのことでございますので、これは大変期待をするところでございます。とにかく北部地域にはこういう福祉関係の施設がございませんので、本当に北部の関係の人だけではなくて、やはり幸田町全体が期待をしている施設でございますので、本当に皆さんの期待どおりの施設に整備をしていただいて、その施設がそのように運用されることを願ひまして、質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 委員におっしゃっていただきましてありがとうございます。町の税金で建物を買わせていただいたということでございますので、いずれの施設にとりましても町の直営あるいは外の事業者へ委託などでやっていただくということで、建物全体が町全体の福祉・介護の拠点となって、町全体のそういった事業の底上げになっ

ていくような運営をしていきたいというふうに考えておりますし、そういったことで整備のほうは進めていきたいというふうに思っておりますので、また御支援いただければというふうに思っているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第75号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第76号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第76号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結します。

ただいま、一括議題になっております第69号議案から第76号議案までの8件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を来る12月19日までに取りまとめ、12月20日の本会議で報告願います。

委員会の会議場はお手元に配付のとおりですので、よろしく願います。

ここで、日程変更についてお諮りいたします。

お手元に配付の会期日程では、12月11日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了しました。よって、12月11日の本会議は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、12月11日の本会議は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会といたします。

次回は、12月20日、金曜日、午前9時から会議を再開いたしますので、よろしく願います。

本日は長時間御苦労さまでした。

散会 午後 2時04分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和元年12月10日

議 長

議 員

議 員